

学 則（案）

(昭和24年4月1日)

改正令和4年4月1日

第1章 総 則

第1条 本学は教育基本法並びに学校教育法により、建学の精神に基づいて女子に対し、家政学、栄養学、文学、看護学、リハビリテーション学及び子ども学に関する専門の学術技芸を教授研究し、その応用的能力を伸展するとともに人格の完成に努め、真に平和を愛し、民主的文化国家及び社会の形成者を育成することを目的とする。

第1条の2 本学はその教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けるものとする。

3 第1項の自己点検・評価に関する規程は別に定める。

第1条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント：FDという。）を行い、その結果を公表するものとする。

第2条 本学は東京家政大学と称し、家政学部、栄養学部、人文学部、健康科学部及び子ども学部をおく。

2 家政学部、栄養学部、人文学部、健康科学部及び子ども学部の人材養成及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- 1) 家政学部は、各専門分野の学術的知識と伝統ある充実した実践技術を教授し、人と人の繋がりを大切にすることを育み、豊かな生活を築くとともに社会で活躍する人材を育成する。
- 2) 栄養学部は、栄養学を中心とした「食と健康」における科学的で幅の広い知識と実践力を駆使することで人々の健康維持・増進に貢献し、それを通して人の生(ライフ)を支援できる社会で活躍する人材を育成する。
- 3) 人文学部は、専門的な学術的理論と実践的な知識や技術を教授し、国際的な視野に立ち、人間理解を深め、多種多様な考え方を受容できる能力を養い、社会で活躍する人材を育成する。
- 4) 健康科学部は、看護及び医療の分野で、科学的根拠に裏づけされた知識・技術と生命の尊厳と人格を尊重する態度を涵養し、あらゆる年代の人々の健康の保持増進と自分らしく「生活する」ことを支援できる人材を育成する。
- 5) 子ども学部は、健やかな生命と豊かな人格を目指す幼児教育・保育、多様なニーズに応じた幼児教育・保育、園・家庭・地域社会との一体的幼児教育・保育、子どもと未来を育む幼児教育・保育、研究と研鑽を基盤とした幼児教育・保育ができる人材を育成する。

第2条の2 本学に大学院をおく。

2 大学院に関する規程は別に定める。

第3条 家政学部、栄養学部及び人文学部は東京都板橋区加賀1丁目18番1号に、健康科学部及び子ども学部は埼玉県狭山市稲荷山2丁目15番地の1にこれを設置する。

第4条 家政学部に児童学科、児童教育学科、服飾美術学科、環境教育学科及び造形表現学科をおき、児童学科に児童学専攻及び育児支援専攻をおく。

2 栄養学部は栄養学科及び管理栄養学科をおく。

3 人文学部に英語コミュニケーション学科、心理カウンセリング学科及び教育福祉学科をおく。

4 健康科学部に看護学科及びリハビリテーション学科をおき、リハビリテーション学科に作業療法学専攻及び理学療法学専攻をおく。

5 子ども学部は子ども支援学科をおく。

6 本学各学科の人材養成及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- 1) 児童学科は、子ども一人ひとりを尊重し、その健全な心身の形成ができる人材養成を目的とする。そのための学術的・実践的探究を通じ、幼稚園教諭、保育士などの免許・資格の取得を軸に、高度な専門性と豊かな心を持ち教育と保育に貢献する人材を育成する。
- 2) 児童教育学科は、知的探究心が旺盛で、豊かな心を持ち、健康な身体をもった児童の育成のできる教員を養成することを目的とする。そのために、理論とともに優れた実践力を兼ね備えた小学校教諭を主に、幼稚園の教諭を育成する。
- 3) 服飾美術学科は、デザイン、服飾造形、服飾工芸、アパレル設計、服飾文化、ビジネス、素材・加工・整理を総合したカリキュラムのもとに、服飾を科学とファッションの両面からとらえ、アパレル・教育界に貢献できる人材を育成する。
- 4) 環境教育学科は、暮らしを中心として衣食住の諸問題を科学的な視点から提起し、それらの問題を環境・自然から学ぶことで解決できる人材養成を目的とする。そのために毒物劇物取扱責任者、東京都公害防止管理者などの

環境活動リーダーとしての実践的能力、及び中学校・高等学校教諭免許状を取得して社会で活躍する人材を育成する。

- 5) 造形表現学科は、社会環境の変化や家政学部の美術に相応しい教育内容に応えるため、デザイン、アート、工芸、建築、インテリアを基礎から総合的に学ぶことにより、生活空間を美しく快適に創造し、たくましい心と感性を持つ人材を育成する。
- 6) 栄養学科は、栄養学および食品学の知識や実践力を基礎とし、「食と健康」に関する問題発見能力と解決能力を身につけて、栄養士、中学校・高等学校教諭等の資格・免許を取得し、食品産業や、食育・教育分野において、人々の健康づくりに貢献できる、社会で活躍する人材を育成する。
- 7) 管理栄養学科は、臨床における栄養サポートチーム(NST)の一員に求められる知識と技能を備え、傷病者、障がい者、高齢者、要介護者に対し公衆栄養や福祉分野の高度で専門的な知識と技能をもった、管理栄養士、中学校・高等学校教諭・栄養教諭等の資格・免許を取得して、栄養教育や栄養管理および給食管理に貢献できる、社会で活躍する人材を育成する。
- 8) 英語コミュニケーション学科は、国際化時代に対応できる英語によるコミュニケーション能力を養成し、英米文学・英語学・英語教育に関する学識を深め、視野の広い総合力を持った人材を育成する。
- 9) 心理カウンセリング学科は、医療・教育・産業等の社会のあらゆる領域において、心理学の知識と対人関係スキルを備えた実践力のある人材を育成する。
- 10) 教育福祉学科は、複雑化した社会における生涯にわたる人間関係の諸問題に対応する総合的な力を育成し、ライフコースを支援できる専門知識や技術を持つ人材を育成する。
- 11) 看護学科は、専門知識と、保健・福祉・看護の基盤となる援助的人間関係を成立・発展させる技術を教授し、あらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会を対象とし健康の保持増進と生活の質を維持する看護実践ができる看護師・保健師・助産師を育成する。
- 12) リハビリテーション学科は、基礎知識と専門知識技術を基に乳幼児から高齢者までを対象に、作業療法学専攻では、人の“こころ”、“からだ”、“生活”に焦点を当て、その人らしい生活が獲得できるように支援できる人材を育成する。理学療法学専攻では、疾病や傷害に起因する機能や形態障害に対して基本的身体能力や移動能力の改善を支援できる人材を育成する。
- 13) 子ども支援学科は、基礎教養・子ども学理論・子ども学実践・特別支援教育・健康保育・総合研究と多方面にわたる学修に基づき一人ひとりの子どものより望ましい育ちを支援できる幼児教育・保育の人材を育成する。

第5条 本学の修業年限を4年とする。

第6条 本学の定員は、次のとおりとする。

家政学部

| | | | | | | | |
|--------|--------|------|------|----------|-----|------|--------|
| 児童学科 | 児童学専攻 | 入学定員 | 105名 | 3年次編入学定員 | 5名 | 収容定員 | 430名 |
| | 育児支援専攻 | 入学定員 | 105名 | 3年次編入学定員 | 5名 | 収容定員 | 430名 |
| 児童教育学科 | | 入学定員 | 85名 | 3年次編入学定員 | 5名 | 収容定員 | 350名 |
| 服飾美術学科 | | 入学定員 | 175名 | 3年次編入学定員 | 5名 | 収容定員 | 710名 |
| 環境教育学科 | | 入学定員 | 75名 | 3年次編入学定員 | 5名 | 収容定員 | 310名 |
| 造形表現学科 | | 入学定員 | 120名 | 3年次編入学定員 | 1名 | 収容定員 | 482名 |
| 計 | | 入学定員 | 665名 | 3年次編入学定員 | 26名 | 収容定員 | 2,712名 |

栄養学部

| | | | | | | | |
|--------|--|------|------|----------|-----|------|--------|
| 栄養学科 | | 入学定員 | 120名 | 3年次編入学定員 | 5名 | 収容定員 | 490名 |
| 管理栄養学科 | | 入学定員 | 160名 | 3年次編入学定員 | 10名 | 収容定員 | 660名 |
| 計 | | 入学定員 | 280名 | 3年次編入学定員 | 15名 | 収容定員 | 1,150名 |

人文学部

| | | | | | | | |
|---------------|--|------|------|----------|-----|------|--------|
| 英語コミュニケーション学科 | | 入学定員 | 120名 | 3年次編入学定員 | 5名 | 収容定員 | 490名 |
| 心理カウンセリング学科 | | 入学定員 | 80名 | 3年次編入学定員 | 5名 | 収容定員 | 330名 |
| 教育福祉学科 | | 入学定員 | 70名 | 3年次編入学定員 | 5名 | 収容定員 | 290名 |
| 計 | | 入学定員 | 270名 | 3年次編入学定員 | 15名 | 収容定員 | 1,110名 |

健康科学部

| | | | | | | | |
|-------------|---------|------|------|----------|---|------|------|
| 看護学科 | | 入学定員 | 100名 | 3年次編入学定員 | — | 収容定員 | 400名 |
| リハビリテーション学科 | 作業療法学専攻 | 入学定員 | 40名 | 3年次編入学定員 | — | 収容定員 | 160名 |
| | 理学療法学専攻 | 入学定員 | 40名 | 3年次編入学定員 | — | 収容定員 | 160名 |
| 計 | | 入学定員 | 180名 | 3年次編入学定員 | — | 収容定員 | 720名 |

子ども学部

| | | | | | |
|---------|-----------|----------|---|------|------|
| 子ども支援学科 | 入学定員 120名 | 3年次編入学定員 | — | 収容定員 | 480名 |
| 計 | 入学定員 120名 | 3年次編入学定員 | — | 収容定員 | 480名 |

第2章 学 年 暦

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日より9月23日まで

後期 9月24日より翌年3月31日まで

3 1学年間の授業日数は、試験等の日数を含め、35週を原則とする。

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- 1) 日曜日
- 2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- 3) 本学創立記念日（5月6日）
- 4) 春期休業 4月1日より同月5日まで
- 5) 夏期休業 7月24日より9月23日まで
- 6) 冬期休業 12月24日より翌年1月10日まで
- 7) 学年末休業 3月19日より同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、休業日であっても必要に応じ授業及び実習を行うことがある。

3 第1項の規定にかかわらず必要がある場合は、休業日を変更、又は臨時に定めることがある。

第3章 教育課程及び履修方法

第9条 家政学部、栄養学部及び人文学部は、人材養成及び教育研究上の目的を達成するために、授業科目を共通教育科目、専門教育科目、教職課程科目及び司書に関する科目に分け、体系的に教育課程を編成する。

2 健康科学部及び子ども学部は、人材養成及び教育研究上の目的を達成するために、授業科目を基礎教養科目及び専門教育科目に分け、体系的に教育課程を編成する。

3 各学部の教育課程編成・実施の方針は、別に定める。

第10条 家政学部、栄養学部及び人文学部の共通教育科目及び専門教育科目は必修科目と選択科目とに分け、教職課程科目及び司書に関する科目は選択科目とする。

2 健康科学部及び子ども学部の基礎教養科目及び専門教育科目は必修科目と選択科目とに分ける。

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを利用し、同時双方向又はオンデマンドにより教室等以外の場所で行うことができる。

3 第2項の授業を実施する科目については、別に定める。

第11条 授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には単位を与えるものとする。1単位は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、各授業科目の単位数は、次の基準によるものとする。

- 1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
ただし、外国語、社会福祉士資格関連及び健康科学部の専門教育科目の演習科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
ただし、保育士関係及び栄養士関係の資格に係る授業科目並びに健康科学部の専門教育科目の実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 3) 第1号及び前号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作の授業科目については、学修の成果を評価して学科、専攻の定める単位とする。

第12条 授業科目及び単位数は、別表に定める教育課程表のとおりとする。

第13条 家政学部、栄養学部及び人文学部の学生は、在籍する学部、学科及び専攻（以下「学部等」という。）の第9条第1項に定める科目の中から124単位以上を修得しなければならない。健康科学部（リハビリテーション学科は除く。）及び子ども学部の学生は、在籍する学部、学科の第9条第2項に定める科目の中から124単位以上を修得しなければならない。

2 前項に規定する修得単位数は、次の各号を満たすものとする。

- 1) 家政学部児童学科及び児童教育学科並びに栄養学部においては、共通教育科目24単位以上、専門教育科目88

単位以上とする。

- 2) 家政学部服飾美術学科、環境教育学科及び造形表現学科並びに人文学部においては、共通教育科目24単位以上及び専門教育科目80単位以上とする。
- 3) 健康科学部看護学科においては、基礎教養科目24単位以上及び専門教育科目100単位以上とする。
- 4) 子ども学部子ども支援学科においては、基礎教養科目24単位以上及び専門教育科目90単位以上、合計して124単位以上とする。
- 3 家政学部、栄養学部及び人文学部では、在籍する学部等以外の他学部、他学科及び他専攻(以下「他学部等」という。)で履修し修得した共通教育科目及び専門教育科目の単位並びに本学と協定を締結している大学で履修し修得した単位は、それぞれ16単位を限度として在籍する学部等の共通教育科目の単位に含めることができる。
- 4 人文学部英語コミュニケーション学科の共通教育科目の修得単位には、同学科の専門教育科目のうち共通教育科目として認められる科目の単位を含むものとする。
- 5 健康科学部及び子ども学部では、本学と協定を締結している大学で履修し修得した単位は、それぞれ10単位を限度として在籍する学部等の基礎教養科目の単位に含めることができる。

第13条の2 (削除)

- 2 (削除)
- 3 (削除)

第13条の3 健康科学部リハビリテーション学科の学生は、在籍する専攻の第9条第2項に定める科目の中から128単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項に規定する修得単位数は、基礎教養科目から20単位以上、専門教育科目から108単位以上とする。

第13条の4 第13条第1項又は第13条の3第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第10条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第14条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の第1年次に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後に本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の第1年次に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 第1項により修得したものとみなし又は第2項により与えることのできる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。ただし、本学に入学する前に本学において修得した単位数はこの限りではない。
- 4 第1項及び第2項に関する事項は、別に定める。

第14条の2 本学の学生が他の大学又は短期大学(留学する場合の外国の大学又は短期大学を含む。)において修得した単位を教育上有益と認めるときは、第14条第3項により修得したものとみなし又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、これを本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 本学の学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前項により与えることのできる単位数は、第14条第3項により修得したものとみなし又は与えることのできる単位数、並びに第1項の修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 第1項及び第2項に関する事項は、別に定める。

第15条 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、第13条に規定された科目のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。

- 2 各学部学科において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

家 政 学 部

| | | |
|--------|--------|-----------------|
| 児童学科 | 児童学専攻 | 幼稚園教諭一種免許状 |
| | 育児支援専攻 | 幼稚園教諭一種免許状 |
| 児童教育学科 | | 幼稚園教諭一種免許状 |
| | | 小学校教諭一種免許状 |
| 服飾美術学科 | | 中学校教諭一種免許状(家庭) |
| | | 高等学校教諭一種免許状(家庭) |
| 環境教育学科 | | 中学校教諭一種免許状(理科) |
| | | 高等学校教諭一種免許状(理科) |
| 造形表現学科 | | 中学校教諭一種免許状(美術) |
| | | 高等学校教諭一種免許状(美術) |

栄養学部

栄養学科

中学校教諭一種免許状(家庭)

高等学校教諭一種免許状(家庭)

管理栄養学科

中学校教諭一種免許状(理科)

高等学校教諭一種免許状(理科)

栄養教諭一種免許状

人文学部

英語コミュニケーション学科

中学校教諭一種免許状(英語)

高等学校教諭一種免許状(英語)

心理カウンセリング学科

養護教諭一種免許状

教育福祉学科

中学校教諭一種免許状(社会)

高等学校教諭一種免許状(公民)

子ども学部

子ども支援学科

幼稚園教諭一種免許状

特別支援学校教諭一種免許状(知・肢・病)

第15条の2 第15条のほか、本学において次の資格を取得しようとする者は、それぞれ所定の科目の単位を修得しなければならない。

- 1) 家政学部服飾美術学科、造形表現学科及び人文学部教育福祉学科で学芸員資格を取得しようとする者は、博物館法及び博物館法施行規則に基づく学科所定の科目の単位を修得しなければならない。
- 2) 図書館司書の資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、図書館法及び図書館法施行規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。
- 3) 学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は、第15条に規定された科目のほか、学校図書館司書教諭講習規程に基づく学科所定の科目の単位を修得しなければならない。

第16条 第15条のほか、家政学部において次の資格を取得しようとする者は、それぞれ所定の科目の単位を修得しなければならない。

- 1) 保育士資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、児童福祉法及び同法施行規則に基づく児童学科児童学専攻及び育児支援専攻の所定の科目の単位を修得しなければならない。
- 2) 衣料管理士資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、日本衣料管理協会指定に基づく服飾美術学科の所定の科目の単位を修得しなければならない。

第16条の2 栄養学部栄養学科において、次の資格を取得しようとする者は、それぞれ所定の科目の単位を修得しなければならない。

- 1) 栄養士資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、栄養士法及び同法施行規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。
- 2) 食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、食品衛生法、同法施行令及び同法施行規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。

第16条の3 栄養学部管理栄養学科において、次の資格を取得しようとする者は、それぞれ所定の科目の単位を修得しなければならない。

- 1) 管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、栄養士法及び同法施行規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。
- 2) 食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、食品衛生法、同法施行令及び同法施行規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。

第16条の4 人文学部において社会教育法に定める社会教育主事の基礎資格を得ようとする者は、社会教育主事講習等規程に基づく所定の単位を修得しなければならない。

第16条の5 健康科学部看護学科において看護師、保健師及び助産師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。なお、看護学科の履修規程は別に定める。

第16条の6 健康科学部リハビリテーション学科作業療法学専攻・理学療法学専攻において、それぞれ作業療法士国家試験受験資格・理学療法士国家試験受験資格を取得しようとする者は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。

第16条の7 子ども学部において保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法及び同法施行規則に基づく子ども支援学科の所定の科目の単位を修得しなければならない。

第17条 毎学年に教授する授業科目、授業時間表及び授業担当者は、学年の始めにこれを発表する。ただし、臨時講

義については随時発表する。

第18条 学生は毎学年の始めに、当該学年に履修する授業科目を選定して承認を得なければならない。

第19条 本章に規定する正規の授業のほか、随時課外講義、公開講義又は講習会を開催することがある。

第4章 入学、休学、転学、留学、退学及び復学

第20条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

第21条 本学に入学することのできる者は、女子にして次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 5) 文部科学大臣の指定した専修学校の高等課程を修了した者
- 6) 文部科学大臣の指定した者
- 7) 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

第22条 本学に入学を志願する者は、本学所定の検定を受けなければならない。

第22条の2 前条の入学志願者については、別に定める規程により選考を行う。

2 本学の教育研究上の目的を達成するため、入学者受け入れの方針を定める。

3 入学者受け入れの方針に関する事項は、別に定める。

第23条 本学所定の検定を受ける者は、次の書類に所定の入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

- 1) 本学所定の用紙による入学願書
- 2) 出身学校長の調査書

第24条 本学所定の検定に合格した者は、入学金、施設設備維持充実費及び授業料等を指定された期日までに納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第24条の2 本学に入学を許可された者は、本人及び保証人の誓約書を指定された期日までに提出しなければならない。

第25条 保証人は父母又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果し得る者でなければならない。保証人として不適当と認められた時は、その変更を命ずることができる。

第26条 保証人は保証する学生の在学中、その一身上に関する事項について一切の責任に任じなければならない。

第27条 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務を果し得ない場合は、新たに保証人を選定し届け出なければならない。

第28条 保証人が住所を変更した場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

第29条 病気その他の理由で引続き3か月以上出席することができない者はその理由を記載し、保証人連署で願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

第30条 休学は当該年度内に限る。ただし、特別の事情のある場合には、引続き更に1年以内休学を許可する。

2 休学は、通算3か年を超えることはできない。

第31条 休学期間中は第49条による授業料は、その4分の1を納めなければならない。

第32条 休学者の復学は前期又は後期の始めとする。ただし、事情によりその変更を許可することがある。

第33条 休学期間は在学年数に算入しない。

第34条 本学に学士入学、転入学又は編入学を志願する者は選考の上これを許可することがある。

2 前項に関する規程は別に定める。

3 編入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1) 短期大学（外国の短期大学を含む。）を卒業した者及び卒業見込みの者
- 2) 大学（外国の大学を含む。）に2年以上在学して62単位以上を修得した者及び修得見込みの者

第35条 本学の学生で他の大学に転入学又は編入学を志望する者は、所定の手続きを経なければならない。

2 前項に関する規程は別に定める。

第36条 本学の学生で特別の事情により、他の学部、同一学部内の他の学科又は同一学科内の他の専攻に転学部、転学科又は転専攻を志望する者は選考の上これを許可することがある。

2 前項に関する規程は別に定める。

第36条の2 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所定の手続きを経て教授会の承認を得なければならない。

2 留学の手続きその他留学に関し必要な事項は、別に定める。

第36条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学に留学することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が留学する場合、休学の取り扱いをしないものとする。

3 留学の手続きその他留学に関し必要な事項は、別に定める。

第37条 退学しようとする者は、理由を具し保証人連署で在籍期間内に願出しなければならない。

2 学年の途中で退学する者は、第48条に規定する施設設備維持充実費及び第49条に規定する授業料その他の学費を在籍した期に応じて納めなければならない。

第38条 いったん退学した者が再入学を志願したときは、選考の上これを許可することがある。

第39条 本学に引続き在学できる期間は8年間とする。

第40条 第30条及び第39条の規定の期間を過ぎた者は、除籍に付する。

第5章 学習の評価と卒業の認定

第41条 所定の授業科目を履修した者に対して、試験等の成績を評価して単位を与える。

2 試験等は、第48条及び第49条に規定する当該期の学費等を納入した者でなければ、受験することはできない。

第42条 試験の方法は筆記試験、口述試験及び論文試験の3種類とする。ただし、平常点をもって試験に代えることができる。

第43条 試験の成績は秀・優・良・可・不可の5級に分ち、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。ただし、授業科目により合・否の2級に分ち、合を合格、否を不合格とする。

第44条 試験に関する事項は、別に定める。

第45条 本学において所定の単位を修得した者には、願出により単位修得の証明を与える。

第46条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、学修の成果を獲得して所定の単位を修得した者は卒業要件を満たした者とし、学位を授与する。

第47条 前条により本学を卒業した者に授与する学位の種類、分野はそれぞれ次のとおりとする。

家政学部

| | | | |
|--------|--------|---------|----------------|
| 児童学科 | 児童学専攻 | 学士(家政学) | 家政関係 |
| | 育児支援専攻 | 学士(家政学) | 家政関係 |
| 児童教育学科 | | 学士(家政学) | 家政関係、教育学・保育学関係 |
| 服飾美術学科 | | 学士(家政学) | 家政関係 |
| 環境教育学科 | | 学士(家政学) | 家政関係 |
| 造形表現学科 | | 学士(家政学) | 家政関係 |

栄養学部

| | | | |
|--------|--|---------|------|
| 栄養学科 | | 学士(栄養学) | 家政関係 |
| 管理栄養学科 | | 学士(栄養学) | 家政関係 |

人文学部

| | | | |
|---------------|--|--------|------------------|
| 英語コミュニケーション学科 | | 学士(文学) | 文学関係 |
| 心理カウンセリング学科 | | 学士(文学) | 文学関係 |
| 教育福祉学科 | | 学士(文学) | 文学関係、社会学・社会福祉学関係 |

健康科学部

| | | | |
|-------------|---------|-----------|----------------------|
| 看護学科 | | 学士(看護学) | 保健衛生学関係(看護学関係) |
| リハビリテーション学科 | 作業療法学専攻 | 学士(作業療法学) | 保健衛生学関係(リハビリテーション関係) |
| | 理学療法学専攻 | 学士(理学療法学) | 保健衛生学関係(リハビリテーション関係) |

子ども学部

| | | | |
|---------|--|----------|-----------|
| 子ども支援学科 | | 学士(子ども学) | 教育学・保育学関係 |
|---------|--|----------|-----------|

2 学位授与の方針に関する事項は、別に定める。

第6章 学費等

第48条 本学所定の検定に合格した者は、次の学費を指定された期日までに納めなければならない。

<健康科学部以外>

入 学 金 260,000円

施設設備維持充実費 320,000円(年額)

ただし、施設設備維持充実費は入学時に160,000円を、残額160,000円は1年次後期に納入する。第2年次以降は毎年度340,000円を前期・後期に分けて納入するものとする。

<健康科学部>

入 学 金 300,000円

施設設備維持充実費 300,000円(年額)

ただし、施設設備維持充実費は入学時に150,000円を、残額150,000円は1年次後期に納入する。第2年次以降は毎年度320,000円を前期・後期に分けて納入するものとする。

第49条 授業料は、健康科学部以外は年額初年度740,000円、第2年次以降760,000円、健康科学部は年額初年度1,000,000円、第2年次以降1,020,000円とし、これを2期に分け、それぞれ半額を前期は4月、後期は10月の指定された期日までに納めなければならない。

2 前項の授業料のほか、次の実験実習等経費(年間)を指定された期日までに納めなければならない。

| | | | |
|-------|---------------|---------|------------|
| 家政学部 | 児童学科 | 児童学専攻 | } 50,000円 |
| | | 育児支援専攻 | |
| | 児童教育学科 | | 50,000円 |
| | 服飾美術学科 | | 60,000円 |
| | 環境教育学科 | | 65,000円 |
| | 造形表現学科 | | 70,000円 |
| 栄養学部 | 栄養学科 | | 65,000円 |
| | 管理栄養学科 | | 65,000円 |
| 人文学部 | 英語コミュニケーション学科 | | 35,000円 |
| | 心理カウンセリング学科 | | 60,000円 |
| | 教育福祉学科 | | 60,000円 |
| 健康科学部 | 看護学科 | | 250,000円 |
| | リハビリテーション学科 | 作業療法学専攻 | } 200,000円 |
| | | 理学療法学専攻 | |
| 子ども学部 | 子ども支援学科 | | 50,000円 |

3 第1項の授業料及び前項の実験実習等経費は、経済情勢等の著しい変化が生じた場合にはさらに改定することができる。

第50条 (削除)

第51条 各種資格取得希望の者は、授業料のほか課程ごとに所定の課程費を指定された期日までに納めなければならない。

第51条の2 本学に在学する学生で、学業、人物とも優秀であり、特別な事由により修学困難であると認められた者は、渡辺学園奨学金を受給することができる。

2 前項に関する規程は別に定める。

第52条 第48条に規定する施設設備維持充実費の分納額及び第49条に規定する授業料その他の学費の納入を怠った者は、除籍処分に付する。

第53条 すでに納めた入学金、授業料その他の学費は事情の如何にかかわらずこれを返還しない。ただし、本学所定の検定に合格した者が、所定の期間内に入学辞退及びすでに納めた学費等の返還を申し出た場合に限り、入学金を除いて返還する。

第7章 賞 罰

第54条 人格及び学業ともに優秀な学生については、教授会の議を経て表彰し、又は特典を与えることがある。

第55条 本学の教育方針に違反し、学生の本分に著しく反する行為があると認められた学生は、教授会の議を経て懲戒することができる。

第56条 懲戒は、訓戒・停学・退学の3種類とする。

第57条 次の各号の一に該当する者は退学処分に付する。

- 1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- 2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- 3) 正当の理由なく出席常でない者

4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

第8章 委託学生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び研究生

第58条 官公庁、外国政府より委託された者は、正規の学生の学修に妨げがない限り、選考の上委託学生として学修を許可する。

第59条 本学の正規の学生以外の者(本学と協定を締結している大学の学生で単位認定を要する者及び本学大学院の学生を含む。)で、本学の開設する授業科目のうち1又は複数の授業科目の履修を願い出た者があるときは、正規の学生の学修に支障がない限り、教授会の議を経て学長が履修を許可する。

2 前項により履修を許可された者を科目等履修生という。

3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

第59条の2 本学と協定を締結している大学の学生で、単位互換制度により本学所定の授業科目の履修を願い出た者があるときは、大学間で協議のうえ履修を許可する。

2 前項により履修を許可された者を特別聴講学生という。

3 特別聴講学生に関する事項は別に定める。

第60条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がある時は、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

第61条 特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 前項に関する規程は別に定める。

第62条 委託学生及び外国人留学生は、第21条に規定する入学資格を有する者でなければならない。

第63条 委託学生及び外国人留学生は、履修した授業科目について試験を受けなければならない。試験を受けた者には証明書を交付する。

第64条 科目等履修生及び研究生の学費は別に定める。

2 科目等履修生及び研究生の実験実習費その他必要な費用は別に納める。

3 いったん納めた学費、実験実習費及びその他必要な費用は事情の如何にかかわらず返還しない。

4 当該年度に科目等履修生として履修を許可された者が、引き続き次年度以降の前期若しくは後期又は前期・後期に履修を希望し許可されたときは、入学金を免除する。

第65条 委託学生及び外国人留学生については、本章の規定のほか、他の各章の規定を準用する。

第66条 科目等履修生については、本章の規定のほか、正規の学生に関する規定を準用する。

第9章 教職員組織

第67条 本学に学長、学部長、科長をおき、また、副学長をおくことができる。

2 学長は校務を掌り、所属教職員を統督する。

3 副学長は学長を助け、命を受けて校務を掌る。

4 学部長は当該学部を統括し、学長を補佐する。

5 科長は当該学科を統括し、学部長を補佐する。

第68条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手をおく。

2 教授は特に優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、かつ研究に従事する。

3 准教授及び講師は優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、かつ研究に従事する。

4 助教は知識及び能力を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 助手は教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

第69条 本学に事務職員をおく。

2 事務職員は学長の命により大学の事務を行う。

3 前項に定める事務職員の能力及び資質向上をはかるための組織的な研修等(スタッフ・ディベロップメント:SDという。)を行うものとする。

4 SDに関する事項は、別に定める。

第10章 教授会

第70条 本学に教授会をおく。教授会は教授、准教授及び講師をもって組織する。

2 教授会は、別に定める教授会規程により教育及び研究に関する事項について審議する。

3 教授会は、次の事項を審議し、意見・結果を学長に報告しなければならない。

- 1) 学生の入学、卒業及び課程修了に関する事項
 - 2) 学位の授与に関する事項
 - 3) 学生の賞罰に関する事項
 - 4) 教育課程及び授業科目の学年配当に関する事項
 - 5) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 4 教授会は、次の事項を審議し、意見・結果を学長等に報告することができる。
- 1) 教育・研究及びその施設・設備の計画並びに運営に関する事項
 - 2) 学生の退学、転学、留学及び休学等に関する事項
 - 3) 学習の評価に関する事項
 - 4) 学生の学園生活に関する事項
 - 5) 学部に関わる学則及び諸規程に関する事項
 - イ 制定と改廃に関する事項
 - ロ 適用に関する事項
 - 6) 学部長から諮問された事項
 - 7) 前各号以外の教育・研究に関する事項

第11章 学寮及び厚生補導機関

第71条 本学に学生のための学寮をおく。

2 学寮に関する細則は別に定める。

第72条 本学に学生の健康の保持増進を図るため板橋校舎に保健センターを、狭山校舎に狭山保健室を設ける。

第73条 学生の体育向上に資する目的をもって、競技場、体育館その他の球技場を設ける。

2 学生の研修及び福利厚生施設として、箱根仙石セミナーハウスを設ける。

3 学生の研修施設として、狭山セミナーハウスかせい森を設ける。

第74条 本学に学生の厚生のため、学生集会所を設ける。

第75条 学生の生活を円滑にし、修学の目的達成に協力するために補導機関をおく。

2 補導機関に関する規程は別にこれを定める。

第12章 図書館、博物館、グローバル教育センター、臨床相談センター、学修・教育開発センター、かせい森のクリニック及びヒューマンライフ支援機構

第76条 本学に図書館を設け、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、教職員及び学生の閲覧に供する。

2 図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第77条 (削除)

2 (削除)

第78条 本学に、生活文化に関する資料を収集・保管・展示・調査し、教育研究に寄与するため、博物館をおく。

2 博物館に関する規程は、別にこれを定める。

第78条の2 本学に、学生(院生を含む。)及び教職員のグローバル化の推進並びに教育、研究及び文化等の国際交流を図るためグローバル教育センターをおく。

2 グローバル教育センターに関する規程は、別にこれを定める。

第78条の3 (削除)

2 (削除)

第78条の4 本学に、地域の臨床心理相談に応じるとともに本学の学生及び大学院生等の実習の場とするため臨床相談センターをおく。

2 臨床相談センターに関する規程は、別にこれを定める。

第78条の5 (削除)

2 (削除)

第78条の6 (削除)

2 (削除)

第78条の7 本学に、学生の学修の充実・向上に資するべく、全学の教育活動の改善に向けて組織的かつ継続的に取り組むことを目的として学修・教育開発センターをおく。

2 学修・教育開発センターに関する規程は、別にこれを定める。

第78条の8 本学に、地域の慢性疾患、発達障害を持つ子どもを対象として治療・研究を行うとともに、本学学生の

臨床教育の実践及び実習等に寄与するため、かせい森のクリニックをおく。

2 かせい森のクリニックに関する規程は、別にこれを定める。

第78条の9 (削除)

2 (削除)

第78条の10 本学に、教育研究の成果を社会に還元し地域連携、産学連携を推進するためヒューマンライフ支援機構をおく。

2 ヒューマンライフ支援機構は、生活科学研究所、女性未来研究所、地域連携推進センター、ヒューマンライフ支援センターをもって構成する。

3 ヒューマンライフ支援機構及び各研究所・センターに関する規程は、別にこれを定める。

第79条 (削除)

第13章 研 究 員

第80条 本学に研究員をおき、研究に従事させる。

2 研究員に関する細則は別にこれを定める。

附 則

この学則は、昭和24年4月1日より施行する。

附 則

1 この学則は、昭和25年4月1日より施行する。

2 昭和25年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

1 この学則は、昭和27年4月1日より施行する。

2 昭和27年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

1 この学則は、昭和29年4月1日より施行する。

2 昭和29年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

1 この学則は、昭和33年4月1日より施行する。

2 昭和33年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

1 この学則は、昭和37年4月1日より施行する。

2 昭和37年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

1 この学則は、昭和38年4月1日より施行する。

2 昭和38年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和41年4月1日より施行する。
- 2 昭和41年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和42年4月1日より施行する。
- 2 昭和42年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和45年4月1日より施行する。
- 2 昭和45年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和46年4月1日より施行する。
- 2 昭和46年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和47年4月1日より施行する。
- 2 昭和47年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和49年4月1日より施行する。
- 2 昭和49年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和50年4月1日より施行する。
- 2 昭和50年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和51年4月1日より施行する。
- 2 昭和51年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和52年4月1日より施行する。
- 2 昭和52年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和53年4月1日より施行する。
- 2 昭和53年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和54年4月1日より施行する。
- 2 昭和54年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和55年4月1日より施行する。
- 2 昭和55年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和56年4月1日より施行する。
- 2 昭和56年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日より施行する。
- 2 昭和57年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日より施行する。
- 2 昭和58年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日より施行する。
- 2 昭和59年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日より施行する。
- 2 昭和60年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日より施行する。
- 2 昭和61年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日より施行する。
ただし、第6条の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和70年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

家政学部

| | | | |
|--------|---------|------|------|
| 児童学科 | 児童学専攻 | 入学定員 | 50名 |
| | 児童教育専攻 | 入学定員 | 50名 |
| 栄養学科 | 栄養学専攻 | 入学定員 | 160名 |
| | 管理栄養士専攻 | 入学定員 | 50名 |
| 服飾美術学科 | 被服専攻 | 入学定員 | 150名 |
| | 美術専攻 | 入学定員 | 60名 |
| | 計 | 入学定員 | 520名 |

文学部

| | | |
|--------|------|------|
| 英語英文学科 | 入学定員 | 100名 |
| 心理教育学科 | 入学定員 | 50名 |
| 計 | 入学定員 | 150名 |

2 昭和62年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

1 この学則は、昭和63年4月1日より施行する。

2 昭和63年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

1 この学則は、平成元年4月1日より施行する。

2 平成元年3月31日以前の入学者にあつては、第8条、第15条及び第16条の規定並びに第48条の施設維持費の額を除くほか、それぞれ入学時の従前の規定による。

3 平成元年4月1日以降分納する施設維持費は、それぞれ次のとおりとする。

| | |
|-----------|----------|
| 昭和61年度入学者 | 82,400円 |
| 昭和62年度入学者 | 103,000円 |
| 昭和63年度入学者 | 123,600円 |

4 入学金については、平成元年3月31日以前に納入する場合の金額は260,000円とし、平成元年4月1日以降納入する場合の金額は267,800円とする。

5 聴講生の入学金については、平成元年3月31日以前に納入する場合の金額は20,000円とし、平成元年4月1日以降納入する場合の金額は20,600円とする。

附 則

1 この学則は、平成2年4月1日より施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成2年度から平成7年度までの間の入学定員及び平成8年度から平成10年度までの間の入学定員はそれぞれ次のとおりとする。

1) 平成2年度から平成7年度までの間の入学定員

家政学部

| | | | |
|-------------|---------------|------|------|
| 児 童 学 科 | 児 童 学 専 攻 | 入学定員 | 60名 |
| | 児 童 教 育 専 攻 | 入学定員 | 60名 |
| 栄 養 学 科 | 栄 養 学 専 攻 | 入学定員 | 160名 |
| | 管 理 栄 養 士 専 攻 | 入学定員 | 80名 |
| 服 飾 美 術 学 科 | 被 服 専 攻 | 入学定員 | 150名 |
| | 美 術 専 攻 | 入学定員 | 60名 |
| 計 | | 入学定員 | 570名 |

文学部

| | | |
|-------------|------|------|
| 英 語 英 文 学 科 | 入学定員 | 100名 |
| 心 理 教 育 学 科 | 入学定員 | 100名 |
| 計 | 入学定員 | 200名 |

2) 平成8年度から平成10年度までの間の入学定員

家政学部

| | | | |
|-------------|---------------|------|------|
| 児 童 学 科 | 児 童 学 専 攻 | 入学定員 | 60名 |
| | 児 童 教 育 専 攻 | 入学定員 | 60名 |
| 栄 養 学 科 | 栄 養 学 専 攻 | 入学定員 | 150名 |
| | 管 理 栄 養 士 専 攻 | 入学定員 | 80名 |
| 服 飾 美 術 学 科 | 被 服 専 攻 | 入学定員 | 100名 |
| | 美 術 専 攻 | 入学定員 | 40名 |
| 計 | | 入学定員 | 490名 |

文学部

| | | |
|-------------|------|------|
| 英 語 英 文 学 科 | 入学定員 | 100名 |
| 心 理 教 育 学 科 | 入学定員 | 100名 |
| 計 | 入学定員 | 200名 |

- 2 昭和62年4月1日の改正学則の附則第1項ただし書の規定中「昭和62年度から昭和70年度までの間」を「昭和62年度から平成元年度までの間」に改める。
- 3 平成2年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日より施行する。
- 2 平成3年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。
ただし、平成2年4月1日に文学部心理教育学科第1学年に入学した学生については、前項で施行する学則の第12条に規定する教育課程表（専攻科目・教職等に関する専門科目）による。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日より施行する。
ただし、第6条の規定にかかわらず、平成4年度から平成7年度までの間の入学定員、平成8年度から平成10年度までの間の入学定員及び平成11年度の入学定員はそれぞれ次のとおりとする。

1) 平成4年度から平成7年度までの間の入学定員

家政学部

| | | | |
|---------|---------------|------|------|
| 児 童 学 科 | 児 童 学 専 攻 | 入学定員 | 60名 |
| | 児 童 教 育 専 攻 | 入学定員 | 60名 |
| 栄 養 学 科 | 栄 養 学 専 攻 | 入学定員 | 110名 |
| | 管 理 栄 養 士 専 攻 | 入学定員 | 80名 |
| | 環 境 情 報 専 攻 | 入学定員 | 100名 |
| 服飾美術学科 | 被 服 専 攻 | 入学定員 | 150名 |
| | 美 術 専 攻 | 入学定員 | 80名 |
| 計 | | 入学定員 | 640名 |

文学部

| | | |
|-------------|------|------|
| 英 語 英 文 学 科 | 入学定員 | 180名 |
| 心 理 教 育 学 科 | 入学定員 | 100名 |
| 計 | 入学定員 | 280名 |

2) 平成8年度から平成10年度までの間の入学定員

家政学部

| | | | |
|---------|---------------|------|------|
| 児 童 学 科 | 児 童 学 専 攻 | 入学定員 | 60名 |
| | 児 童 教 育 専 攻 | 入学定員 | 60名 |
| 栄 養 学 科 | 栄 養 学 専 攻 | 入学定員 | 100名 |
| | 管 理 栄 養 士 専 攻 | 入学定員 | 80名 |
| | 環 境 情 報 専 攻 | 入学定員 | 100名 |
| 服飾美術学科 | 被 服 専 攻 | 入学定員 | 100名 |
| | 美 術 専 攻 | 入学定員 | 60名 |
| 計 | | 入学定員 | 560名 |

文学部

| | | |
|-------------|------|------|
| 英 語 英 文 学 科 | 入学定員 | 180名 |
| 心 理 教 育 学 科 | 入学定員 | 100名 |
| 計 | 入学定員 | 280名 |

3) 平成11年度の入学定員

家政学部

| | | | |
|---------|---------------|------|------|
| 児 童 学 科 | 児 童 学 専 攻 | 入学定員 | 50名 |
| | 児 童 教 育 専 攻 | 入学定員 | 50名 |
| 栄 養 学 科 | 栄 養 学 専 攻 | 入学定員 | 100名 |
| | 管 理 栄 養 士 専 攻 | 入学定員 | 50名 |
| | 環 境 情 報 専 攻 | 入学定員 | 100名 |
| 服飾美術学科 | 被 服 専 攻 | 入学定員 | 100名 |

| | | | |
|-----|--------|------|------|
| | 美術専攻 | 入学定員 | 60名 |
| 計 | | 入学定員 | 510名 |
| 文学部 | | | |
| | 英語英文学科 | 入学定員 | 180名 |
| | 心理教育学科 | 入学定員 | 50名 |
| 計 | | 入学定員 | 230名 |

2 平成4年3月31日以前の入学者にあつては、第48条の施設維持費の額を除くほか、それぞれ入学時の従前の規定による。

3 平成4年4月1日以降分納する施設維持費は、それぞれ次のとおりとする。

| | |
|----------|----------|
| 平成元年度入学者 | 120,000円 |
| 平成2年度入学者 | 120,000円 |
| 平成3年度入学者 | 194,000円 |

附 則

1 この学則は、平成5年4月1日より施行する。

2 平成5年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

1 この学則は、平成6年4月1日より施行する。

2 平成6年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成7年4月1日より施行する。

2 平成7年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成8年度から平成10年度までの間の入学定員及び平成11年度の入学定員は、それぞれ次のとおりとする。

1) 平成8年度から平成10年度までの間の入学定員

家政学部

| | | | |
|--------|---------|------|------|
| 児童学科 | 児童学専攻 | 入学定員 | 60名 |
| | 児童教育専攻 | 入学定員 | 60名 |
| 栄養学科 | 栄養学専攻 | 入学定員 | 110名 |
| | 管理栄養士専攻 | 入学定員 | 80名 |
| | 環境情報専攻 | 入学定員 | 100名 |
| 服飾美術学科 | 被服専攻 | 入学定員 | 150名 |
| | 美術専攻 | 入学定員 | 80名 |
| 計 | | 入学定員 | 640名 |

文学部

| | | | |
|---|--------|------|------|
| | 英語英文学科 | 入学定員 | 180名 |
| | 心理教育学科 | 入学定員 | 100名 |
| 計 | | 入学定員 | 280名 |

2) 平成11年度の入学定員

家政学部

| | | | |
|------|--------|------|------|
| 児童学科 | 児童学専攻 | 入学定員 | 50名 |
| | 児童教育専攻 | 入学定員 | 50名 |
| 栄養学科 | 栄養学専攻 | 入学定員 | 110名 |

| | | | |
|--------|---------|------|------|
| | 管理栄養士専攻 | 入学定員 | 50名 |
| | 環境情報専攻 | 入学定員 | 100名 |
| 服飾美術学科 | 被服専攻 | 入学定員 | 150名 |
| | 美術専攻 | 入学定員 | 80名 |
| | 計 | 入学定員 | 590名 |
| 文学部 | | | |
| | 英語英文学科 | 入学定員 | 180名 |
| | 心理教育学科 | 入学定員 | 50名 |
| | 計 | 入学定員 | 230名 |

2 平成8年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

3 平成7年4月1日から同8年3月31日までに科目等履修生として許可されている者が、引き続き平成8年4月1日以降の前期若しくは後期又は前期・後期に履修を希望し許可されたときは、第64条第4項の規定を適用する。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成9年度から平成10年度までの間の入学定員及び平成11年度の入学定員は、それぞれ次のとおりとする。

1) 平成9年度から平成10年度までの間の入学定員

| | | | |
|--------|---------|------|------|
| 家政学部 | | | |
| 児童学科 | 児童学専攻 | 入学定員 | 60名 |
| | 児童教育専攻 | 入学定員 | 60名 |
| 栄養学科 | 栄養学専攻 | 入学定員 | 110名 |
| | 管理栄養士専攻 | 入学定員 | 80名 |
| 服飾美術学科 | 服飾専攻 | 入学定員 | 150名 |
| | 美術専攻 | 入学定員 | 80名 |
| 環境情報学科 | | 入学定員 | 100名 |
| | 計 | 入学定員 | 640名 |
| 文学部 | | | |
| | 英語英文学科 | 入学定員 | 180名 |
| | 心理教育学科 | 入学定員 | 100名 |
| | 計 | 入学定員 | 280名 |

2) 平成11年度の入学定員

| | | | |
|--------|---------|------|------|
| 家政学部 | | | |
| 児童学科 | 児童学専攻 | 入学定員 | 50名 |
| | 児童教育専攻 | 入学定員 | 50名 |
| 栄養学科 | 栄養学専攻 | 入学定員 | 110名 |
| | 管理栄養士専攻 | 入学定員 | 50名 |
| 服飾美術学科 | 服飾専攻 | 入学定員 | 150名 |
| | 美術専攻 | 入学定員 | 80名 |
| 環境情報学科 | | 入学定員 | 100名 |
| | 計 | 入学定員 | 590名 |
| 文学部 | | | |
| | 英語英文学科 | 入学定員 | 180名 |
| | 心理教育学科 | 入学定員 | 50名 |
| | 計 | 入学定員 | 230名 |

2 平成9年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成10年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

ただし、第7条及び第8条の規定については、この限りではない。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成11年度の入学定員は、次のとおりとする。

家 政 学 部

| | | | |
|-------------|---------------|------|------|
| 児 童 学 科 | 児 童 学 専 攻 | 入学定員 | 60名 |
| | 児 童 教 育 専 攻 | 入学定員 | 60名 |
| 栄 養 学 科 | 栄 養 学 専 攻 | 入学定員 | 110名 |
| | 管 理 栄 養 士 専 攻 | 入学定員 | 80名 |
| 服 飾 美 術 学 科 | 服 飾 専 攻 | 入学定員 | 150名 |
| | 美 術 専 攻 | 入学定員 | 80名 |
| 環 境 情 報 学 科 | | 入学定員 | 100名 |
| 計 | | 入学定員 | 640名 |

文 学 部

| | | |
|-------------|------|------|
| 英 語 英 文 学 科 | 入学定員 | 180名 |
| 心 理 教 育 学 科 | 入学定員 | 100名 |
| 計 | 入学定員 | 280名 |

2 平成11年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

ただし、第16条第1項第1号の規定については、この限りではない。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成12年度から平成18年度までの定員は次のとおりとする。

| 学部・学科・専攻 | | | 平成12年度 | | | 平成13年度 | | | 平成14年度 | | | 平成15年度 | | |
|------------------|-------------|---------------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | | | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
| 家 政 学 部 | 児 童 学 科 | 児 童 学 専 攻 | 80 | 5 | 265 | 80 | 5 | 290 | 80 | 5 | 310 | 80 | 5 | 330 |
| | | 児 童 教 育 専 攻 | 64 | 5 | 249 | 63 | 5 | 257 | 62 | 5 | 259 | 61 | 5 | 260 |
| | 栄 養 学 科 | 栄 養 学 専 攻 | 95 | 5 | 430 | 95 | 5 | 420 | 95 | 5 | 405 | 95 | 5 | 390 |
| | | 管 理 栄 養 士 専 攻 | 95 | 5 | 340 | 95 | 5 | 360 | 95 | 5 | 375 | 95 | 5 | 390 |
| | 服 飾 美 術 学 科 | 服 飾 専 攻 | 150 | 5 | 605 | 140 | 5 | 600 | 130 | 5 | 580 | 120 | 5 | 550 |
| | | 美 術 専 攻 | 92 | 5 | 337 | 84 | 5 | 346 | 76 | 5 | 342 | 68 | 5 | 330 |
| 環 境 情 報 学 科 | | 99 | 5 | 404 | 98 | 5 | 407 | 97 | 5 | 404 | 96 | 5 | 400 | |
| 計 | | 675 | 35 | 2,630 | 655 | 35 | 2,680 | 635 | 35 | 2,675 | 615 | 35 | 2,650 | |
| 文 学 部 | 英 語 英 文 学 科 | | 168 | 5 | 713 | 156 | 5 | 694 | 144 | 5 | 658 | 132 | 5 | 610 |
| | 心 理 教 育 学 科 | | 99 | 5 | 404 | 98 | 5 | 407 | 97 | 5 | 404 | 96 | 5 | 400 |
| | 計 | | 267 | 10 | 1,117 | 254 | 10 | 1,101 | 241 | 10 | 1,062 | 228 | 10 | 1,010 |

| 学部・学科・専攻 | | | 平成16年度 | | | 平成17年度 | | | 平成18年度 | | |
|------------------|-------------|---------------|--------|-------|------|--------|-------|------|--------|-------|------|
| | | | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
| 家 政 学 部 | 児 童 学 科 | 児 童 学 専 攻 | 80 | 5 | 330 | 80 | 5 | 330 | 80 | 5 | 330 |
| | | 児 童 教 育 専 攻 | 60 | 5 | 256 | 60 | 5 | 253 | 60 | 5 | 251 |
| | 栄 養 学 科 | 栄 養 学 専 攻 | 95 | 5 | 390 | 95 | 5 | 390 | 95 | 5 | 390 |
| | | 管 理 栄 養 士 専 攻 | 95 | 5 | 390 | 95 | 5 | 390 | 95 | 5 | 390 |
| | 服 飾 美 術 学 科 | 服 飾 専 攻 | 110 | 5 | 510 | 110 | 5 | 480 | 110 | 5 | 460 |
| | | 美 術 専 攻 | 60 | 5 | 298 | 60 | 5 | 274 | 60 | 5 | 258 |
| 環 境 情 報 学 科 | | 95 | 5 | 396 | 95 | 5 | 393 | 95 | 5 | 391 | |
| 計 | | 595 | 35 | 2,570 | 595 | 35 | 2,510 | 595 | 35 | 2,470 | |
| 文 | 英 語 英 文 学 科 | | 120 | 5 | 562 | 120 | 5 | 526 | 120 | 5 | 502 |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 学部 | 心理教育学科 | 95 | 5 | 396 | 95 | 5 | 393 | 95 | 5 | 391 |
| | 計 | 215 | 10 | 958 | 215 | 10 | 919 | 215 | 10 | 893 |

- 2 東京家政大学短期大学部の卒業生が、本学に編入学する場合、第48条の規定にかかわらず、その者の入学金の額は当分の間150,000円とする。
- 3 平成12年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 ただし、第6条の規定にかかわらず、平成13年度から平成18年度までの定員は次のとおりとする。

| 学部・学科・専攻 | | | 平成13年度 | | | 平成14年度 | | | 平成15年度 | | |
|----------|--------|---------|--------|-------|------|--------|-------|------|--------|-------|------|
| | | | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
| 家政学部 | 児童学科 | 児童学専攻 | 80 | 5 | 290 | 80 | 5 | 310 | 80 | 5 | 330 |
| | | 児童教育専攻 | 63 | 5 | 257 | 62 | 5 | 259 | 61 | 5 | 260 |
| | 栄養学科 | 栄養学専攻 | 95 | 5 | 420 | 95 | 5 | 405 | 95 | 5 | 390 |
| | | 管理栄養士専攻 | 130 | 10 | 400 | 130 | 10 | 455 | 130 | 10 | 505 |
| | 服飾美術学科 | 服飾専攻 | 140 | 5 | 600 | 130 | 5 | 580 | 120 | 5 | 550 |
| | | 美術専攻 | 84 | 5 | 346 | 76 | 5 | 342 | 68 | 5 | 330 |
| | 環境情報学科 | 98 | 5 | 407 | 97 | 5 | 404 | 96 | 5 | 400 | |
| 計 | 690 | 40 | 2,720 | 670 | 40 | 2,755 | 650 | 40 | 2,765 | | |
| 文学部 | 英語英文学科 | 156 | 5 | 694 | 144 | 5 | 658 | 132 | 5 | 610 | |
| | 心理教育学科 | 98 | 5 | 407 | 97 | 5 | 404 | 96 | 5 | 400 | |
| | 計 | 254 | 10 | 1,101 | 241 | 10 | 1,062 | 228 | 10 | 1,010 | |

| 学部・学科・専攻 | | | 平成16年度 | | | 平成17年度 | | | 平成18年度 | | |
|----------|--------|---------|--------|-------|------|--------|-------|------|--------|-------|------|
| | | | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
| 家政学部 | 児童学科 | 児童学専攻 | 80 | 5 | 330 | 80 | 5 | 330 | 80 | 5 | 330 |
| | | 児童教育専攻 | 60 | 5 | 256 | 60 | 5 | 253 | 60 | 5 | 251 |
| | 栄養学科 | 栄養学専攻 | 95 | 5 | 390 | 95 | 5 | 390 | 95 | 5 | 390 |
| | | 管理栄養士専攻 | 130 | 10 | 540 | 130 | 10 | 540 | 130 | 10 | 540 |
| | 服飾美術学科 | 服飾専攻 | 110 | 5 | 510 | 110 | 5 | 480 | 110 | 5 | 460 |
| | | 美術専攻 | 60 | 5 | 298 | 60 | 5 | 274 | 60 | 5 | 258 |
| | 環境情報学科 | 95 | 5 | 396 | 95 | 5 | 393 | 95 | 5 | 391 | |
| 計 | 630 | 40 | 2,720 | 630 | 40 | 2,660 | 630 | 40 | 2,620 | | |
| 文学部 | 英語英文学科 | 120 | 5 | 562 | 120 | 5 | 526 | 120 | 5 | 502 | |
| | 心理教育学科 | 95 | 5 | 396 | 95 | 5 | 393 | 95 | 5 | 391 | |
| | 計 | 215 | 10 | 958 | 215 | 10 | 919 | 215 | 10 | 893 | |

3 平成13年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成14年度から平成18年度までの定員は次のとおりとする。

| 学部・学科・専攻 | | | 平成14年度 | | | 平成15年度 | | | 平成16年度 | | |
|------------------|-------------|---------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|------|
| | | | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
| 家 政 学 部 | 児 童 学 科 | 児童学専攻 | 60 | 5 | 290 | 60 | 5 | 290 | 60 | 5 | 270 |
| | | 育児支援専攻 | 60 | — | 60 | 60 | — | 120 | 60 | — | 180 |
| | | 児童教育専攻 | 62 | 5 | 259 | 61 | 5 | 260 | 60 | 5 | 256 |
| | 栄 養 学 科 | 栄養学専攻 | 95 | 5 | 405 | 95 | 5 | 390 | 95 | 5 | 390 |
| | | 管理栄養士専攻 | 130 | 10 | 455 | 130 | 10 | 505 | 130 | 10 | 540 |
| | 服飾美術学科 | 服飾専攻 | 140 | 5 | 590 | 130 | 5 | 570 | 120 | 5 | 540 |
| | | 美術専攻 | 106 | 5 | 372 | 98 | 5 | 390 | 90 | 5 | 388 |
| | 環 境 情 報 学 科 | | 77 | 5 | 384 | 76 | 5 | 360 | 75 | 5 | 336 |
| 計 | | 730 | 40 | 2,815 | 710 | 40 | 2,885 | 690 | 40 | 2,900 | |
| 文 学 部 | 英 語 英 文 学 科 | | 144 | 5 | 658 | 132 | 5 | 610 | 120 | 5 | 562 |
| | 心 理 教 育 学 科 | | 97 | 5 | 404 | 96 | 5 | 400 | 95 | 5 | 396 |
| | 計 | | 241 | 10 | 1,062 | 228 | 10 | 1,010 | 215 | 10 | 958 |

| 学部・学科・専攻 | | | 平成17年度 | | | 平成18年度 | | |
|------------------|-------------|---------|--------|-------|------|--------|-------|------|
| | | | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
| 家 政 学 部 | 児 童 学 科 | 児童学専攻 | 60 | 5 | 250 | 60 | 5 | 250 |
| | | 育児支援専攻 | 60 | — | 240 | 60 | — | 240 |
| | | 児童教育専攻 | 60 | 5 | 253 | 60 | 5 | 251 |
| | 栄 養 学 科 | 栄養学専攻 | 95 | 5 | 390 | 95 | 5 | 390 |
| | | 管理栄養士専攻 | 130 | 10 | 540 | 130 | 10 | 540 |
| | 服飾美術学科 | 服飾専攻 | 120 | 5 | 520 | 120 | 5 | 500 |
| | | 美術専攻 | 90 | 5 | 394 | 90 | 5 | 378 |
| | 環 境 情 報 学 科 | | 75 | 5 | 313 | 75 | 5 | 311 |
| 計 | | 690 | 40 | 2,900 | 690 | 40 | 2,860 | |
| 文 学 部 | 英 語 英 文 学 科 | | 120 | 5 | 526 | 120 | 5 | 502 |
| | 心 理 教 育 学 科 | | 95 | 5 | 393 | 95 | 5 | 391 |
| | 計 | | 215 | 10 | 919 | 215 | 10 | 893 |

2 平成14年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

3 東京家政大学、東京家政大学短期大学部の卒業生又は東京家政大学大学院修了者が、本学に入学する場合、第48条の規定にかかわらず、その者の入学金の額は当分の間150,000円とする。

附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成15年度から平成18年度までの定員は次のとおりとする。

なお、家政学部服飾美術学科の編入学定員及び収容定員には服飾専攻並びに美術専攻の定員を含む。

| 学部・学科・専攻 | | | 平成15年度 | | | 平成16年度 | | | 平成17年度 | | |
|----------|--------|---------|--------|-------|------|--------|-------|------|--------|-------|------|
| | | | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
| 家政学部 | 児童学科 | 児童学専攻 | 60 | 5 | 290 | 60 | 5 | 270 | 60 | 5 | 250 |
| | | 育児支援専攻 | 60 | — | 120 | 60 | — | 180 | 60 | — | 240 |
| | | 児童教育専攻 | 61 | 5 | 260 | 60 | 5 | 256 | 60 | 5 | 253 |
| | 栄養学科 | 栄養学専攻 | 95 | 5 | 390 | 95 | 5 | 390 | 95 | 5 | 390 |
| | | 管理栄養士専攻 | 130 | 10 | 505 | 130 | 10 | 540 | 130 | 10 | 540 |
| | 服飾美術学科 | 130 | 10 | 862 | 120 | 10 | 740 | 120 | 5 | 631 | |
| | 環境情報学科 | 76 | 5 | 360 | 75 | 5 | 336 | 75 | 5 | 313 | |
| | 造形表現学科 | 98 | — | 98 | 90 | — | 188 | 90 | 5 | 283 | |
| 計 | 710 | 40 | 2,885 | 690 | 40 | 2,900 | 690 | 40 | 2,900 | | |
| 文学部 | 英語英文学科 | 132 | 5 | 610 | 120 | 5 | 562 | 120 | 5 | 526 | |
| | 心理教育学科 | 96 | 5 | 400 | 95 | 5 | 396 | 95 | 5 | 393 | |
| | 計 | 228 | 10 | 1,010 | 215 | 10 | 958 | 215 | 10 | 919 | |

| 学部・学科・専攻 | | | 平成18年度 | | |
|----------|--------|---------|--------|-------|------|
| | | | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
| 家政学部 | 児童学科 | 児童学専攻 | 60 | 5 | 250 |
| | | 育児支援専攻 | 60 | — | 240 |
| | | 児童教育専攻 | 60 | 5 | 251 |
| | 栄養学科 | 栄養学専攻 | 95 | 5 | 390 |
| | | 管理栄養士専攻 | 130 | 10 | 540 |
| | 服飾美術学科 | 120 | 5 | 500 | |
| | 環境情報学科 | 75 | 5 | 311 | |
| | 造形表現学科 | 90 | 5 | 378 | |
| 計 | 690 | 40 | 2,860 | | |
| 文学部 | 英語英文学科 | 120 | 5 | 502 | |
| | 心理教育学科 | 95 | 5 | 391 | |
| | 計 | 215 | 10 | 893 | |

2 平成15年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。ただし、第32条の規定については、この限りではない。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

- 3 東京家政大学、東京家政大学短期大学部の卒業生又は東京家政大学大学院修了者が、本学に入学する場合、第48条の規定にかかわらず、その者の入学金の額は当分の間150,000円とする。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。
- 3 東京家政大学、東京家政大学短期大学部の卒業生又は東京家政大学大学院修了者が、本学に入学する場合、第48条の規定にかかわらず、その者の入学金の額は当分の間150,000円とする。
- 4 指定保育士養成施設における1学級の学生数については、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。
- 3 東京家政大学短期大学部の卒業見込み者が併設短大推薦編入学試験に合格した場合に限り、第48条の規定にかかわらず、その者の入学金の額は当分の間150,000円とする。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和元年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。
- 3 東京家政大学短期大学部の卒業見込み者が併設短大推薦編入学試験に合格した場合に限り、第48条の規定にかかわらず、その者の入学金の額は当分の間130,000円とする。

附 則

この学則は、令和2年7月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ従前の例による。ただし、第10条の2及び第13条の4の規定については、この限りではない。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

教育課程表

I. 共通教育科目

1. 共通教育科目は、人間教育基礎科目から4単位以上、人間教育演習科目から2単位以上修得し、必修科目・選択科目を合わせて24単位以上修得する。
2. 共通教育科目及び専門教育科目を含めて124単位以上修得する。

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 必選別 | 備考 | | |
|----------|-----------------|--------------|--------|---------|------------------------|--|
| コア科目 | スタートアップセミナー自主自律 | 2 | 必 | | | |
| | 基礎ゼミナール | 2 | 必 | | | |
| | キャリアデザイン | 2 | 必 | | | |
| 人間教育基礎科目 | 人間と学び | 哲学入門 | 2 | 選 | | |
| | | コミュニケーション論入門 | 2 | 選 | | |
| | | 子どもの世界 | 2 | 選 | 保育士選 | |
| | | 芸術論 | 2 | 選 | | |
| | | 心理学入門 | 2 | 選 | | |
| | | 哲学 | 2 | 選 | 公教必 | |
| | | 心理学概論 | 2 | 選 | 公心師必 公教必 社福士必 精保必 認定心必 | |
| | | コミュニケーション論 | 2 | 選 | 社教主選 図書必 | |
| | 社会と文化 | ジェンダー論に学ぶ | 2 | 選 | | |
| | | 家政学原論 | 2 | 選 | | |
| | | 生活経営学 | 2 | 選 | 保育士選 | |
| | | 多様な社会を生きる | 2 | 選 | | |
| | | ライフデザイン入門 | 2 | 選 | | |
| | | 教養としての歴史 | 2 | 選 | | |
| | | 社会学入門 | 2 | 選 | | |
| | | 経済学入門 | 2 | 選 | | |
| | | 日本事情 | 2 | 選 | 外国人留学生等特別科目 | |
| | | 日本国憲法 | 2 | 選 | 教必 保育士選 | |
| | | 日本の歴史 | 2 | 選 | 社教必 | |
| | | 社会学 | 2 | 選 | 社教必 公教必 社福士必 精保必 | |
| | 経済学 | 2 | 選 | 社教必 公教必 | | |
| | 家庭経営学 | 2 | 選 | 家教必 | | |
| | 自然といのち | 女性の健康 | 2 | 選 | | |
| | | いのちと生活 | 2 | 選 | | |
| | | 生命科学入門 | 2 | 選 | | |
| | | 環境共生学 | 2 | 選 | | |
| | | 統計学入門 | 2 | 選 | | |
| | 生命科学 | 2 | 選 | 理教必 | | |
| | 人間教育演習科目 | 人間と学び | 人間と学びA | 2 | 選 | |
| | | | 人間と学びB | 2 | 選 | |
| 人間と学びC | | | 2 | 選 | | |
| 人間と学びD | | | 2 | 選 | | |
| 人間と学びE | | | 2 | 選 | | |
| 人間と学びF | | | 2 | 選 | | |
| 人間と学びG | | | 2 | 選 | | |
| 人間と学びH | | | 2 | 選 | | |
| 人間と学びI | | | 2 | 選 | | |
| 人間と学びJ | | | 2 | 選 | | |
| 人間と学びK | | | 2 | 選 | | |
| 人間と学びL | | | 2 | 選 | | |
| 社会と文化 | | 社会と文化A | 2 | 選 | | |
| | | 社会と文化B | 2 | 選 | | |
| | | 社会と文化C | 2 | 選 | | |
| | | 社会と文化D | 2 | 選 | | |
| | | 社会と文化E | 2 | 選 | | |
| 社会と文化F | 2 | 選 | | | | |
| 社会と文化G | 2 | 選 | | | | |

別表（第12条関係）

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 必選別 | 備考 | |
|--------|-------------|---------|--------------------|--------------------------------|--|
| 人間教育科目 | 社会と文化 | 社会と文化H | 2 | 選 | |
| | | 社会と文化I | 2 | 選 | |
| | | 社会と文化J | 2 | 選 | |
| | | 社会と文化K | 2 | 選 | |
| | | 社会と文化L | 2 | 選 | |
| | | 社会と文化M | 2 | 選 | |
| | | 社会と文化N | 2 | 選 | |
| | | 社会と文化O | 2 | 選 | |
| | 自然といのち | 自然といのちA | 2 | 選 | |
| | | 自然といのちB | 2 | 選 | |
| | | 自然といのちC | 2 | 選 | |
| | | 自然といのちD | 2 | 選 | |
| | | 自然といのちE | 2 | 選 | |
| | | 自然といのちF | 2 | 選 | |
| | | 自然といのちG | 2 | 選 | |
| | | 自然といのちH | 2 | 選 | |
| 実践力育成 | 実践力養成セミナーA | 2 | 選 | | |
| | 実践力養成セミナーB | 2 | 選 | | |
| | キャリア形成支援講座 | 2 | 選 | | |
| | 自主講座A | 1 | 選 | | |
| | 自主講座B | 1 | 選 | | |
| 言語文化科目 | 英語ⅠA | 1 | 必 | 教必 保育士必 (英語コミュニケーション学科を除く) | |
| | 英語ⅠB | 1 | 必 | 教必 保育士必 (英語コミュニケーション学科を除く) | |
| | 英語ⅡA | 1 | 必 | (英語コミュニケーション学科を除く) | |
| | 英語ⅡB | 1 | 必 | (英語コミュニケーション学科を除く) | |
| | 英語上級A | 1 | 選 | (英語コミュニケーション学科を除く) | |
| | 英語上級B | 1 | 選 | (英語コミュニケーション学科を除く) | |
| | ドイツ語Ⅰ | 1 | 選 | (英語コミュニケーション学科を除く) | |
| | ドイツ語Ⅱ | 1 | 選 | (英語コミュニケーション学科を除く) | |
| | フランス語Ⅰ | 1 | 選 | (英語コミュニケーション学科を除く) | |
| | フランス語Ⅱ | 1 | 選 | (英語コミュニケーション学科を除く) | |
| | 中国語Ⅰ | 1 | 選 | (英語コミュニケーション学科を除く) | |
| | 中国語Ⅱ | 1 | 選 | (英語コミュニケーション学科を除く) | |
| | コリア語Ⅰ | 1 | 選 | | |
| | コリア語Ⅱ | 1 | 選 | | |
| | 日本のことばと文化ⅠA | 2 | 必 | 外国人留学生等特別科目 | |
| | 日本のことばと文化ⅠB | 2 | 必 | | |
| | 日本のことばと文化ⅡA | 2 | 必 | | |
| | 日本のことばと文化ⅡB | 2 | 必 | | |
| | 語学研修A | 4 | 選 | (英語コミュニケーション学科を除く) | |
| | 語学研修B | 4 | 選 | (英語コミュニケーション学科を除く) | |
| 語学研修C | 4 | 選 | (英語コミュニケーション学科を除く) | | |
| 語学研修D | 14 | 選 | (英語コミュニケーション学科を除く) | | |
| 語学研修E | 14 | 選 | (英語コミュニケーション学科を除く) | | |
| 語学研修F | 30 | 選 | (英語コミュニケーション学科を除く) | | |
| 科関係目連報 | 情報活用 | 2 | 必 | 教必 保育士必 | |
| 体育関連科目 | 体育と健康 | 1 | 選 | 教選必 保育士必 | |
| | からだとスポーツA | 1 | 選 | | |
| | からだとスポーツB | 1 | 選 | 保育士選必 | |
| | 自然とスポーツA | 1 | 選 | | |
| | 自然とスポーツB | 1 | 選 | | |
| 教職関連科目 | 教育原論 | 2 | 選 | 教必 保育士必 (教職に関する科目) | |
| | 教職基礎論 | 1 | 選 | 教必 (教職に関する科目) | |
| | 教育心理学 | 2 | 選 | 教必 保育士選 認定心選 (心カのみ) (教職に関する科目) | |
| | 教育制度論 | 2 | 選 | 教必 (教職に関する科目) | |

II. 専門教育科目

1. 家政学部

① 児童学科児童学専攻

○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて88単位以上修得する。

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 必選別 | 備考 |
|----------------|-------------------|-----|----------|-----------|
| 学科・専攻 基礎科目 | 児童学総論 | 2 | 必 | 幼教必 |
| | 児童学研究法 | 1 | 必 | 幼教必 |
| | 児童文化 | 2 | 必 | 幼教必 保育士選 |
| | 保育原理 | 2 | 必 | 保育士必 社福主必 |
| | 子ども理解研究 | 2 | 必 | 保育士選 |
| | 保育心理学 | 2 | 必 | 幼教必 保育士必 |
| | 子どもの保健 | 2 | 必 | 保育士必 |
| | 子ども家庭福祉 | 2 | 必 | 保育士必 社福主必 |
| 基礎科目 | 保育者論 | 2 | 必 | 幼教必 保育士必 |
| | 教育・保育制度論 | 1 | 必 | 幼教必 保育士選 |
| 基礎 選択 科目 | 子どもの健康と安全 | 1 | 選 | 保育士必 |
| | 子どもの栄養 | 2 | 選 | 保育士必 |
| | 子どもの歌と伴奏 | 2 | 選 | |
| | 保育内容の理解と方法A（体育） | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 |
| | 保育内容の理解と方法B（音楽） | 1 | 選 | 保育士必 |
| | 保育内容の理解と方法C（造形） | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 |
| | 保育内容の理解と方法D（言葉） | 1 | 選 | 保育士必 |
| | 保育の楽器実技A | 1 | 選 | |
| | 保育の楽器実技B | 1 | 選 | |
| | 保育の楽器実技C | 1 | 選 | 保育士選 |
| | 保育の造形実技A | 1 | 選 | 幼教選 |
| | 保育の造形実技B | 1 | 選 | 幼教選 |
| | 保育の運動実技A | 1 | 選 | 幼教選 |
| | 保育の運動実技B | 1 | 選 | 幼教選 |
| 保育 理論 科目 | 保育の計画と評価 | 2 | 選 | 保育士必 |
| | カリキュラム論 | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 保育内容総論 | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 |
| | 保育方法論（情報機器の操作を含む） | 2 | 選 | 幼教必 保育士選 |
| | 子ども家庭支援の心理学 | 2 | 選 | 保育士必 |
| | 保育（遊び）指導論 | 1 | 選 | 幼教必 |
| | 子ども理解と援助 | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 |
| | 教育相談 | 1 | 選 | 幼教必 保育士選 |
| | 子ども家庭支援論 | 2 | 選 | 保育士必 |
| | 社会的養護Ⅰ | 2 | 選 | 保育士必 |
| | 社会的養護Ⅱ | 1 | 選 | 保育士必 |
| | 社会福祉概論 | 2 | 選 | 保育士必 社福主必 |
| | 乳児保育Ⅰ | 2 | 選 | 保育士必 |
| | 子育て支援 | 1 | 選 | 保育士必 |
| 特別支援教育概論 | 1 | 選 | 幼教必 保育士選 | |

いずれか1科目幼教選択必修

別表（第12条関係）

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 | | |
|---------------------------------|----------------|-----|-----|-----------|------|--------------------------------|
| 保 育 実 践 科 目 | 障がい児保育演習 | 2 | 選 | 保育士必 | | |
| | 乳児保育Ⅱ | 1 | 選 | 保育士必 | | |
| | 保育内容演習（健康） | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士必 | |
| | 保育内容演習（人間関係） | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士必 | |
| | 保育内容演習（環境） | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士必 | |
| | 保育内容演習（言葉） | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士必 | |
| | 保育内容演習（表現） | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士必 | |
| | 幼児と健康 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 幼児と人間関係 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 幼児と環境 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 幼児と言葉 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 幼児と表現 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 保育内容「健康」の指導法 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 保育内容「人間関係」の指導法 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 保育内容「環境」の指導法 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 保育内容「言葉」の指導法 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 保育内容「表現」の指導法 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 音楽表現 | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士選 | |
| | 造形表現 | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士選 | |
| | 演劇表現 | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士選 | |
| 保育キャリア支援演習 | 1 | 選 | | | | |
| 保育のパソコン | 2 | 選 | | | | |
| 児 童 学 研 究 科 目 | 児童学特別講義A | 2 | 選 | 2単位以上選択必修 | | |
| | 児童学特別講義B | 2 | 選 | | | |
| | 児童学特別講義C | 2 | 選 | | | |
| | 児童学特別講義D | 2 | 選 | | | |
| | 児童学特別演習A | 2 | 選 | 6単位以上選択必修 | | |
| | 児童学特別演習B | 2 | 選 | | | |
| | 児童学特別演習C | 2 | 選 | | | |
| | 児童学特別演習D | 2 | 選 | | | |
| 総 合 研 究 科 目 | ゼミナールⅠ | 2 | 必 | | | |
| | ゼミナールⅡ | 2 | 必 | | | |
| | 卒業研究 | 4 | 必 | | | |
| 実 習 科 目 | 自校附属園実習 | 1 | 必 | | | |
| | 保育実習指導Ⅰ | 2 | 選 | 保育士必 | | |
| | 保育実習Ⅰ | 4 | 選 | 保育士必 | | |
| | 保育実習指導Ⅱ | 1 | 選 | 保育士選 | ① | ①②どちらかの組合 わせを3単位保育士 選択必修 |
| | 保育実習Ⅱ | 2 | 選 | 保育士選 | | |
| | 保育実習指導Ⅲ | 1 | 選 | 保育士選 | ② | |
| | 保育実習Ⅲ | 2 | 選 | 保育士選 | | |

② 児童学科育児支援専攻

○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて88単位以上修得する。

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|----------------|-------------------|-----|------|---------------|
| 学科・専攻 基礎科目 | 児童学総論 | 2 | 必 | 幼教必 |
| | 児童学研究法 | 1 | 必 | 幼教必 |
| | 児童文化 | 2 | 必 | 幼教必 保育士選 |
| | 保育原理 | 2 | 必 | 保育士必 社福主必 |
| | 育児支援研究 | 2 | 必 | 保育士選 |
| | 保育心理学 | 2 | 必 | 幼教必 保育士必 |
| | 子どもの保健 | 2 | 必 | 保育士必 |
| | 子ども家庭福祉 | 2 | 必 | 保育士必 社福主必 |
| 科目基礎 | 保育者論 | 2 | 必 | 幼教必 保育士必 |
| | 教育・保育制度論 | 1 | 必 | 幼教必 保育士選 |
| 基礎 選択 科目 | 子どもの健康と安全 | 1 | 選 | 保育士必 |
| | 子どもの栄養 | 2 | 選 | 保育士必 |
| | 子どもの歌と伴奏 | 2 | 選 | |
| | 保育内容の理解と方法A（体育） | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 |
| | 保育内容の理解と方法B（音楽） | 1 | 選 | 保育士必 |
| | 保育内容の理解と方法C（造形） | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 |
| | 保育内容の理解と方法D（言葉） | 1 | 選 | 保育士必 |
| | 保育の楽器実技A | 1 | 選 | |
| | 保育の楽器実技B | 1 | 選 | |
| | 保育の楽器実技C | 1 | 選 | 保育士選 |
| | 保育の造形実技A | 1 | 選 | 幼教選 |
| | 保育の造形実技B | 1 | 選 | 幼教選 |
| | 保育の運動実技A | 1 | 選 | 幼教選 |
| 保育の運動実技B | 1 | 選 | 幼教選 | |
| | | | | いずれか1科目幼教選択必修 |
| 保育 理論 科目 | 保育の計画と評価 | 2 | 選 | 保育士必 |
| | カリキュラム論 | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 保育内容総論 | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 |
| | 保育方法論（情報機器の操作を含む） | 2 | 選 | 幼教必 保育士選 |
| | 子ども家庭支援の心理学 | 2 | 選 | 保育士必 |
| | 保育（遊び）指導論 | 1 | 選 | 幼教必 |
| | 子ども理解と援助 | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 |
| | 教育相談 | 1 | 選 | 幼教必 保育士選 |
| | 子ども家庭支援論 | 2 | 選 | 保育士必 |
| | 社会的養護Ⅰ | 2 | 選 | 保育士必 |
| | 社会的養護Ⅱ | 1 | 選 | 保育士必 |
| | 社会福祉概論 | 2 | 選 | 保育士必 社福主必 |
| | 乳児保育Ⅰ | 2 | 選 | 保育士必 |
| | 子育て支援 | 1 | 選 | 保育士必 |
| | 特別支援教育概論 | 1 | 選 | 幼教必 保育士選 |
| 在宅保育 | 2 | 選 | ベビー必 | |

別表（第12条関係）

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 | | |
|---------------------------------|----------------|-----|-----|-----------|------|---------------------------|
| 保 育 実 践 科 目 | 障がい児保育演習 | 2 | 選 | 保育士必 | | |
| | 乳児保育Ⅱ | 1 | 選 | 保育士必 | | |
| | 保育内容演習（健康） | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士必 | |
| | 保育内容演習（人間関係） | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士必 | |
| | 保育内容演習（環境） | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士必 | |
| | 保育内容演習（言葉） | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士必 | |
| | 保育内容演習（表現） | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士必 | |
| | 幼児と健康 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 幼児と人間関係 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 幼児と環境 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 幼児と言葉 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 幼児と表現 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 保育内容「健康」の指導法 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 保育内容「人間関係」の指導法 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 保育内容「環境」の指導法 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 保育内容「言葉」の指導法 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 保育内容「表現」の指導法 | 1 | 選 | 幼教必 | | |
| | 音楽表現 | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士選 | |
| | 造形表現 | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士選 | |
| | 演劇表現 | 1 | 選 | 幼教必 | 保育士選 | |
| 保育キャリア支援演習 | 1 | 選 | | | | |
| 保育のパソコン | 2 | 選 | | | | |
| 児 童 学 研 究 科 目 | 育児支援特別講義A | 2 | 選 | 2単位以上選択必修 | | |
| | 育児支援特別講義B | 2 | 選 | | | |
| | 育児支援特別講義C | 2 | 選 | | | |
| | 育児支援特別講義D | 2 | 選 | | | |
| | 育児支援特別演習A | 2 | 選 | 6単位以上選択必修 | | |
| | 育児支援特別演習B | 2 | 選 | | | |
| | 育児支援特別演習C | 2 | 選 | | | |
| | 育児支援特別演習D | 2 | 選 | | | |
| 総 合 研 究 科 目 | ゼミナールⅠ | 2 | 必 | | | |
| | ゼミナールⅡ | 2 | 必 | | | |
| | 卒業研究 | 4 | 必 | | | |
| 実 習 科 目 | 自校附属園実習 | 1 | 必 | | | |
| | 子育て支援実習 | 1 | 選 | | | |
| | 保育実習指導Ⅰ | 2 | 選 | 保育士必 | | |
| | 保育実習Ⅰ | 4 | 選 | 保育士必 | | |
| | 保育実習指導Ⅱ | 1 | 選 | 保育士選 | ① | ①②どちらかの組合せ を3単位保育士選択必修 |
| | 保育実習Ⅱ | 2 | 選 | 保育士選 | | |
| | 保育実習指導Ⅲ | 1 | 選 | 保育士選 | ② | |
| | 保育実習Ⅲ | 2 | 選 | 保育士選 | | |

③ 児童教育学科

○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて88単位以上修得する。

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|----------------|---------------|---------|-----|---------|
| 教育の基礎 | 専門ゼミナールⅠ | 2 | 必 | |
| | 専門ゼミナールⅡ | 2 | 必 | |
| | 卒業論文 | 4 | 必 | |
| | 発達心理学 | 2 | 必 | |
| | 教育方法論 | 2 | 選 | 小教必 幼教必 |
| | 教育課程論 | 2 | 選 | 小教必 幼教必 |
| | 授業実践演習Ⅰ | 2 | 必 | |
| | 授業実践演習Ⅱ | 2 | 必 | |
| | 生徒・進路指導論 | 2 | 選 | 小教必 |
| | 教育相談の理論と方法 | 2 | 選 | 小教必 |
| | 総合的な学習の時間の指導法 | 1 | 選 | 小教必 |
| | 特別活動の指導法 | 1 | 選 | 小教必 |
| | 教職実践演習（幼・小） | 2 | 選 | 小教必 幼教必 |
| | 障害と教育 | 2 | 選 | |
| | 特別支援教育概論 | 1 | 選 | 小教必 幼教必 |
| | 特別支援教育研究 | 2 | 選 | |
| | 学級経営論 | 1 | 選 | 小教選 |
| | レクリエーション実践演習 | 2 | 選 | 幼教選 |
| | インターンシップ | 4 | 選 | |
| | 教科の実践的指導（小） | 国語科教育内容 | 2 | 必 |
| 社会科教育内容 | | 2 | 必 | 小教必 |
| 算数科教育内容 | | 2 | 必 | 小教必 |
| 理科教育内容 | | 2 | 必 | 小教必 |
| 子どもの生活 | | 2 | 必 | 小教必 |
| 子どもの思考とプログラミング | | 1 | 必 | |
| 家庭科教育内容 | | 1 | 必 | 小教必 |
| 英語科教育内容 | | 2 | 必 | 小教必 |
| 道徳教育の理論 | | 1 | 必 | 小教必 |
| 音楽基礎Ⅰ | | 2 | 必 | 小教必 |
| 音楽基礎Ⅱ | | 2 | 必 | 小教必 |
| 造形基礎Ⅰ | | 2 | 必 | 小教必 |
| 造形基礎Ⅱ | | 2 | 必 | 小教必 |
| 体育基礎実技Ⅰ | | 1 | 必 | 小教必 |
| 体育基礎実技Ⅱ | | 1 | 必 | 小教必 |
| 国語科教育法 | | 2 | 選 | 小教必 |
| 社会科教育法 | | 2 | 選 | 小教必 |
| 算数科教育法 | | 2 | 選 | 小教必 |
| 理科教育法 | | 2 | 選 | 小教必 |
| 生活科教育法 | | 2 | 選 | 小教必 |
| 音楽科教育法 | | 2 | 選 | 小教必 |
| 図工科教育法 | | 2 | 選 | 小教必 |
| 家庭科教育法 | | 2 | 選 | 小教必 |

別表（第12条関係）

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|--------------|----------------|----------|-----|---------|
| 教科の実践的指導（小） | 体育科教育法 | 2 | 選 | 小教必 |
| | 英語科指導法 | 2 | 選 | 小教必 |
| | 道徳教育法 | 1 | 選 | 小教必 |
| | 書写教育法 | 2 | 選 | 小教必 |
| | 国語科教育演習 | 2 | 選 | 小教選 |
| | 社会科教育演習 | 2 | 選 | 小教選 |
| | 算数科教育演習 | 2 | 選 | 小教選 |
| | 理科教育演習 | 2 | 選 | 小教選 |
| | 英語科教育演習 | 2 | 選 | |
| | 教育実習事前事後指導（小） | 1 | 選 | 小教必 |
| | 教育実習（小） | 4 | 選 | 小教必 幼教必 |
| 保育の実践的指導（幼） | 幼児と健康 | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 幼児と人間関係 | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 幼児と環境 | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 幼児と言葉 | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 幼児と表現A | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 幼児と表現B | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 保育指導論 | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 保育内容の指導法（健康） | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 保育内容の指導法（人間関係） | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 保育内容の指導法（環境） | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 保育内容の指導法（言葉） | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 保育内容の指導法（表現A） | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 保育内容の指導法（表現B） | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 幼児理解と教育相談 | 2 | 選 | 幼教必 |
| | 教育実習事前事後指導（幼） | 1 | 選 | 幼教必 |
| | 教育実習（幼） | 4 | 選 | 幼教必 |
| | 資格関連科目 | 自然体験活動実習 | 2 | 選 |
| 学校経営と学校図書館 | | 2 | 選 | 図書教必 |
| 学校図書館メディアの構成 | | 2 | 選 | 図書教必 |
| 学習指導と学校図書館 | | 2 | 選 | 図書教必 |
| 読書と豊かな人間性 | | 2 | 選 | 図書教必 |
| 情報メディアの活用 | | 2 | 選 | 図書教必 |

④ 服飾美術学科

○専門教育科目は必修科目・選択科目を合せて80単位以上修得する。

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|------------|-------------------|-----|--------|-------------------|
| デザイン | 色彩学 | 2 | 必 | 1級衣管士選 |
| | 色彩学実習 | 1 | 選 | 1級衣管士選 |
| | アパレルデザイン表現実習Ⅰ | 1 | 必 | 1級衣管士選 |
| | アパレルデザイン表現実習Ⅱ | 1 | 選 | |
| | コンピュータグラフィックス基礎 | 1 | 選 | |
| | コンピュータグラフィックス | 1 | 選 | |
| | デザイン基礎概論 | 2 | 選 | |
| | アパレルデザイン論 | 2 | 必 | 1級衣管士選 2級衣管士必 |
| | ファッションデザイン実習Ⅰ | 1 | 選 | |
| | ファッションデザイン実習Ⅱ | 1 | 選 | |
| | アパレル企画論 | 2 | 選 | 1級衣管士必 2級衣管士必 |
| | ビジュアルマーチャンダイジング論 | 2 | 選 | |
| | ビジュアルマーチャンダイジング実習 | 1 | 選 | |
| 服飾造形 | 服飾造形Ⅰ | 2 | 必 | 家教必 |
| | 服飾造形Ⅱ | 2 | 選 | 高家教必 |
| | 服飾造形Ⅲ | 2 | 選 | |
| | 和服論 | 2 | 必 | |
| | 和服造形Ⅰ | 2 | 選 | 家教必 |
| | 和服造形Ⅱ | 2 | 選 | |
| | 和服造形Ⅲ | 2 | 選 | |
| | アパレル設計論 | 2 | 必 | 家教必 1級衣管士必 2級衣管士必 |
| | アパレル生産実習 | 2 | 選 | 1級衣管士必 2級衣管士必 |
| | アパレルCADⅠ | 1 | 選 | 1級衣管士選 |
| | アパレルCADⅡ | 1 | 選 | |
| | パターン設計Ⅰ | 2 | 必 | |
| | パターン設計Ⅱ | 2 | 選 | |
| | 立体裁断Ⅰ | 2 | 必 | |
| | 立体裁断Ⅱ | 2 | 選 | |
| | 機能アパレル論 | 2 | 選 | 1級衣管士選 |
| | アパレル生理衛生論 | 2 | 必 | 1級衣管士必 2級衣管士必 |
| アパレル生理衛生実験 | 1 | 選 | 1級衣管士選 | |
| 服飾工芸 | ニードルアートⅠ | 1 | 選 | |
| | ニードルアートⅡ | 1 | 選 | |
| | ニットⅠ | 1 | 選 | |
| | ニットⅡ | 1 | 選 | |
| | 服飾工芸論 | 2 | 選 | |
| | テキスタイル実習（染） | 1 | 選 | |
| | テキスタイル実習（織） | 1 | 選 | |
| 服飾文化 | 日本服飾文化史 | 2 | 選 | |
| | 西洋服飾文化史 | 2 | 必 | |
| | 現代ファッション史 | 2 | 選 | |
| | ファッション文化論 | 2 | 選 | |
| | 民族服飾論 | 2 | 選 | |

別表（第12条関係）

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|----------|------------------|-----|-----|--------------------|
| 流通・消費 | ファッション販売論 | 2 | 選 | 1級衣管士選 |
| | マーケティング論 | 2 | 選 | 1級衣管士選 |
| | ファッションビジネス論 | 2 | 選 | 1級衣管士選 2級衣管士必 |
| | 消費生活論 | 2 | 選 | 1級衣管士必 2級衣管士必 |
| | 消費科学 | 2 | 選 | 1級衣管士必 2級衣管士必 |
| | ケーススタディ | 1 | 選 | 1級衣管士選 2級衣管士必 |
| 素材・加工・整理 | 被服繊維学 | 2 | 選 | 1級衣管士必 2級衣管士必 |
| | 繊維学実験Ⅰ | 1 | 必 | 1級衣管士必 2級衣管士必 |
| | 繊維学実験Ⅱ | 1 | 選 | 1級衣管士選 |
| | 被服材料学 | 2 | 必 | 家教必 1級衣管士必 2級衣管士必 |
| | 被服材料学実験Ⅰ | 1 | 選 | 家教必 1級衣管士必 2級衣管士必 |
| | 被服材料学実験Ⅱ | 1 | 選 | 1級衣管士選 |
| | 染色加工学 | 2 | 選 | 高家教必 1級衣管士必 2級衣管士必 |
| | 染色加工学実験 | 1 | 必 | 1級衣管士選 2級衣管士必 |
| | 染色堅ろう度試験法 | 1 | 選 | 1級衣管士選 |
| | 繊維加工学実験 | 1 | 選 | 1級衣管士選 |
| | 被服整理学 | 2 | 必 | 家教必 1級衣管士必 2級衣管士必 |
| | 被服整理学実験 | 1 | 選 | 家教必 1級衣管士必 2級衣管士必 |
| | 繊維製品の取り扱いに関する試験法 | 1 | 選 | 1級衣管士選 |
| | 衣料用洗剤試験法 | 1 | 選 | 1級衣管士選 |
| 服飾総合 | 専門ゼミⅠ | 2 | 必 | |
| | 専門ゼミⅡ | 4 | 選 | |
| | テキスタイルアドバイザー実習 | 1 | 選 | 1級衣管士必 |
| | ファッションビジネス英会話 | 2 | 選 | |
| | 卒業研究 | 4 | 選 | |
| 教科関連科目 | 栄養学概論 | 2 | 選 | 家教必 |
| | 食品学概論 | 2 | 選 | 家教必 |
| | 調理学実習 | 2 | 選 | 家教必 |
| | 住居学概論 | 2 | 選 | 家教必 |
| | 保育学概論 | 2 | 選 | 家教必 |
| | 家庭工学 | 1 | 選 | 高家教必 |
| | 家庭工学実習 | 1 | 選 | 高家教必 |
| 学芸員関連科目 | 生涯学習概論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館概論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館経営論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館資料論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館資料保存論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館展示論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館情報・メディア論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館教育論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館実習 | 3 | 選 | 学芸員必 |

⑤ 環境教育学科

○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて80単位以上修得する。

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 必選別 | 備考 |
|---------------|--------|-----|-----|-------------|
| 専門基礎科目 | 化学A | 2 | 必 | 理教必 毒劇必 公害必 |
| | 生物学A | 2 | 必 | 理教必 |
| | 生物学B | 2 | 必 | 理教必 |
| | 化学演習 | 1 | 必 | 毒劇必 公害必 |
| | 環境基礎実験 | 1 | 必 | 理教必 毒劇必 |
| | 物理学A | 2 | 選 | 理教必 |
| | 地学A | 2 | 選 | 理教必 |
| | 化学B | 2 | 必 | 理教必 毒劇必 |
| | 基礎生物実験 | 1 | 必 | |
| | 基礎化学実験 | 1 | 必 | 毒劇必 |
| | 数学A | 2 | 選 | |
| | 地学B | 2 | 選 | |
| | 専門応用科目 | 生化学 | 2 | 必 |
| 環境分析入門 | | 2 | 必 | 理教必 毒劇必 公害必 |
| 研究倫理・研究マネジメント | | 2 | 選 | |
| 機器分析化学A | | 2 | 必 | 毒劇必 公害必 |
| 環境応用実験 | | 1 | 必 | |
| 有機化学 | | 2 | 選 | 毒劇必 |
| 生物多様性 | | 2 | 選 | |
| 細胞工学 | | 2 | 選 | |
| 微生物学 | | 2 | 必 | |
| 生化学演習 | | 1 | 必 | 毒劇必 |
| データサイエンス実験A | | 1 | 必 | |
| データサイエンス実験B | | 1 | 必 | |
| 細胞工学実験A | | 1 | 必 | |
| 細胞工学実験B | | 1 | 必 | |
| 物理学実験A | | 1 | 必 | 理教必 公害必 |
| 物理学実験B | | 1 | 必 | |
| 分子生物学実験A | | 1 | 必 | 理教必 |
| 分子生物学実験B | | 1 | 必 | 理教必 |
| 有機化学実験A | | 1 | 必 | 理教必 毒劇必 公害必 |
| 有機化学実験B | | 1 | 必 | 理教必 毒劇必 公害必 |
| 分析化学実験A | | 1 | 必 | 毒劇必 公害必 |
| 分析化学実験B | | 1 | 必 | 毒劇必 公害必 |
| 行動学実験A | | 1 | 必 | |
| 行動学実験B | | 1 | 必 | |
| 生態学実験A | 1 | 必 | | |
| 生態学実験B | 1 | 必 | | |

別表（第12条関係）

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|--------|-------------------|-----|-----|----------|
| 専門応用科目 | 細胞生物学 | 2 | 選 | 高理教必 |
| | 機器分析化学B | 2 | 選 | 毒劇必 |
| | 医薬品化学 | 2 | 選 | 毒劇必 公害必 |
| | バイオインフォマティクス | 2 | 選 | |
| | データサイエンス入門 | 2 | 選 | |
| | 生物有機化学 | 2 | 選 | 高理教必 毒劇必 |
| | 発生工学 | 2 | 選 | |
| | 生態利用学 | 2 | 選 | |
| | ビオトープ論 | 2 | 選 | |
| | グリーンサステイナブルケミストリー | 2 | 選 | 毒劇必 公害必 |
| | 天然物化学 | 2 | 選 | 毒劇必 |
| | フィールドワーク | 2 | 選 | |
| | 環境デザインA | 2 | 選 | 公害必 |
| | 環境デザインB | 2 | 選 | |
| | 土壌学 | 2 | 選 | 高理教必 |
| | 地学実験 | 2 | 選 | 理教必 |
| | バイオテクノロジー | 2 | 選 | |
| | 技術経営論 | 2 | 選 | |
| | システム演習A | 2 | 選 | |
| | システム演習B | 2 | 選 | |
| 環境法規 | 2 | 選 | 公害必 | |
| 環境対策 | 2 | 選 | 公害必 | |
| 基本教育科目 | 基本ゼミA | 2 | 必 | |
| | プレゼンテーション論 | 2 | 必 | |
| | 基本ゼミB | 2 | 必 | |
| | 卒業研究 | 6 | 必 | |

⑥ 造形表現学科

○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて80単位以上修得する。

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|--------|-------------------|-----|-----|-----------|
| 表現基礎科目 | 西洋美術史I | 2 | 必 | 美教必 学芸員必 |
| | 日本・東洋美術史I | 2 | 必 | 美教必 学芸員必 |
| | 色彩構成 | 1 | 必 | 美教必 学芸員必 |
| | 図学 | 1 | 必 | 美教必 |
| | デザイン概論I | 1 | 必 | 美教必 学芸員必 |
| | デザイン概論II | 1 | 必 | 高美教必 学芸員必 |
| | ICTデザインI | 2 | 必 | 美教必 |
| | ICTデザインII | 2 | 必 | |
| | 実習基礎A | 4 | 必 | |
| | 実習基礎B | 4 | 必 | |
| | 基礎造形 | 2 | 必 | 高美教必 |
| | 基礎平面I | 2 | 必 | 高美教必 |
| 専門基礎科目 | 基礎平面II | 2 | 必 | 高美教必 |
| | 工芸概論 | 2 | 選 | 美教必 学芸員必 |
| | 美術と環境 | 2 | 必 | 美教必 学芸員必 |
| | 素材と表現 | 4 | 選 | 中美教必 |
| | 彫塑 | 2 | 選 | 美教必 |
| | 表現とデザインA1(グラフィック) | 1 | 選 | |
| | 表現とデザインA2(グラフィック) | 1 | 選 | |
| | 表現とデザインB1(情報) | 1 | 選 | |
| | 表現とデザインB2(情報) | 1 | 選 | |
| | 表現とデザインC1(インテリア) | 1 | 選 | |
| | 表現とデザインC2(インテリア) | 1 | 選 | |
| | 表現とデザインD1(住環境) | 1 | 選 | |
| | 表現とデザインD2(住環境) | 1 | 選 | |
| | メディアと表現A1(映像) | 1 | 選 | |
| | メディアと表現A2(映像) | 1 | 選 | |
| | メディアと表現B1(絵画) | 1 | 選 | 美教必 |
| | メディアと表現B2(絵画) | 1 | 選 | 高美教必 |
| | 育ちのための表現A | 1 | 選 | |
| | 育ちのための表現B | 1 | 選 | |
| | アートプロジェクト論 | 2 | 選 | 高美教必 |
| デザイン系 | グラフィックデザインA | 2 | 選 | |
| | グラフィックデザインB | 2 | 選 | |
| | 情報メディアデザインA | 2 | 選 | |
| | 情報メディアデザインB | 2 | 選 | |
| | コミュニケーションデザイン | 2 | 選 | |
| | メディアデザイン | 2 | 選 | |
| | インテリアデザインA | 2 | 選 | |
| | インテリアデザインB | 2 | 選 | |

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|-----------|-------------|-----------|-----|-----|
| デザイン系 | インテリアプロダクト | 2 | 選 | |
| | 住環境デザインI | 2 | 選 | |
| | 住環境デザインII | 2 | 選 | |
| | CAD実習I | 2 | 選 | |
| | CAD実習II | 2 | 選 | |
| | マーケティング論 | 1 | 選 | |
| 表現系 | 映像メディア表現A | 2 | 選 | |
| | 映像メディア表現B | 2 | 選 | |
| | 映像メディアアート | 2 | 選 | |
| | 絵画I | 2 | 選 | |
| | 絵画II | 2 | 選 | |
| | 絵画表現 | 2 | 選 | |
| | 日本画I | 2 | 選 | |
| | 日本画II | 2 | 選 | |
| | 版画I | 2 | 選 | |
| | 版画II | 2 | 選 | |
| | メディア総合表現 | 2 | 選 | |
| 造形系 | 染色I | 2 | 選 | |
| | 染色II | 2 | 選 | |
| | 染色造形 A | 2 | 選 | |
| | 染色造形 B | 2 | 選 | |
| | 織物I | 2 | 選 | |
| | 織物II | 2 | 選 | |
| | 織物造形A | 2 | 選 | |
| | 織物造形B | 2 | 選 | |
| | 金工・ジュエリーI | 2 | 選 | |
| | 金工・ジュエリーII | 2 | 選 | |
| | 金工・ジュエリー造形A | 2 | 選 | |
| | 金工・ジュエリー造形B | 2 | 選 | |
| | 陶芸I | 2 | 選 | |
| | 陶芸II | 2 | 選 | |
| | 陶芸造形A | 2 | 選 | |
| | 陶芸造形B | 2 | 選 | |
| | ファッション表現I | 2 | 選 | |
| | ファッション表現II | 2 | 選 | |
| | ファッションプロダクト | 2 | 選 | |
| | 表現と社会 | 育ちのための表現C | 2 | 選 |
| 育ちのための表現D | | 2 | 選 | |
| 育ちのための表現E | | 2 | 選 | |
| 育ちのための表現F | | 2 | 選 | |
| こども環境デザイン | | 2 | 選 | |
| こども理解A | | 2 | 選 | |
| こども理解B | | 2 | 選 | |
| こども理解C | | 2 | 選 | |

別表（第12条関係）

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|---------|--------------|-----|-----|------|
| 表現と社会 | アートプロジェクト実習 | 2 | 選 | |
| | 現代美術論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 日本・東洋美術史Ⅱ | 2 | 選 | 美教必 |
| | 西洋美術史Ⅱ | 2 | 選 | 美教必 |
| 総合表現科目 | 美術研究A | 1 | 必 | |
| | 美術研究B | 1 | 選 | |
| | 美術研究C | 1 | 選 | |
| | 美術研究D | 1 | 選 | |
| | 卒業制作・論文ゼミナール | 2 | 必 | |
| | 卒業制作・論文 | 4 | 必 | |
| | 美術研修 | 2 | 選 | |
| 学芸員関連科目 | 生涯学習概論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館概論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館経営論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館資料論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館資料保存論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館展示論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館情報・メディア論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館教育論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館実習 | 3 | 選 | 学芸員必 |

2. 栄養学部

① 栄養学科

○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて88単位以上修得する。

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|------------------|---------------|-----|-----|---------------------------|
| 健康と 生活と 社会 | 公衆衛生学Ⅰ | 2 | 必 | 栄士必 食衛必 HACCP選 |
| | 公衆衛生学Ⅱ | 1 | 必 | 栄士必 |
| | 社会福祉概論 | 1 | 選 | 栄士必 |
| 人体の 構造と 機能 | 解剖生理学Ⅰ | 2 | 必 | 栄士必 食衛必 HACCP選 |
| | 解剖生理学Ⅱ | 2 | 必 | 栄士必 食衛必 |
| | 解剖生理学実験 | 1 | 必 | 栄士必 食衛必 HACCP選 |
| | 生物有機化学 | 2 | 選 | 食衛必 |
| | 生化学概論 | 2 | 必 | 栄士必 食衛必 |
| | 生体分子代謝学 | 2 | 必 | 栄士必 食衛必 HACCP選 |
| | 生化学実験 | 1 | 必 | 栄士必 食衛必 HACCP選 |
| | 微生物学 | 2 | 選 | 食衛必 HACCP選 |
| 食品と 衛生 | 食品学総論 | 2 | 必 | 家教必 食衛必 F S 必 HACCP選 |
| | 食品学各論 | 2 | 必 | 家教必 栄士必 食衛必 F S 必 HACCP選 |
| | 食品機能論 | 2 | 必 | 栄士必 HACCP選 |
| | 食品化学実験Ⅰ | 1 | 必 | 高家教必 栄士必 食衛必 HACCP選 |
| | 食品化学実験Ⅱ | 2 | 選 | F S 必 |
| | 食品加工学 | 2 | 選 | 中家教必 食衛必 F S 必 |
| | 食品加工学実習 | 2 | 選 | |
| | 食品衛生学 | 2 | 必 | 中家教必 栄士必 食衛必 F S 必 HACCP選 |
| | 食品衛生学実験 | 1 | 必 | 栄士必 食衛必 HACCP選 |
| | 食品微生物学（実験を含む） | 2 | 選 | 食衛必 |
| | HACCP実践演習 | 2 | 選 | 食衛必 HACCP必 |
| | 食品機器分析化学実験 | 2 | 選 | 食衛必 |
| 栄養と 健康 | 基礎栄養学 | 2 | 必 | 家教必 栄士必 食衛必 F S 必 HACCP選 |
| | 応用栄養学 | 2 | 必 | 高家教必 栄士必 |
| | 応用栄養学実習 | 1 | 必 | 栄士必 |
| | 臨床栄養学総論 | 2 | 必 | 栄士必 食衛必 |
| | 臨床栄養学各論 | 2 | 必 | 栄士必 |
| | 臨床栄養学実習 | 1 | 必 | 栄士必 |
| 栄養の 指導 | 栄養士入門実習 | 1 | 選 | |
| | 栄養指導論Ⅰ | 2 | 必 | 栄士必 |
| | 栄養指導実習Ⅰ | 1 | 必 | 栄士必 |
| | 栄養指導論Ⅱ | 2 | 必 | 栄士必 |
| | 栄養指導実習Ⅱ | 1 | 必 | 栄士必 |
| | 公衆栄養学 | 2 | 必 | 栄士必 食衛必 |

別表（第12条関係）

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|---------------------|-------------------|-----|-----|-----------------------|
| 給食の運営 | 給食管理学 | 2 | 必 | 栄士必 食衛必 |
| | 給食管理実習 | 2 | 選 | 栄士必 |
| | 栄養士実習 | 1 | 選 | |
| | 栄養士校外実習 | 1 | 選 | 栄士必 |
| | 調理学Ⅰ | 2 | 必 | 家教必 栄士必 F S 必 |
| | 調理学Ⅱ | 2 | 選 | |
| | 食生活教育演習 | 1 | 選 | 高家教必 |
| | 食・環境教育論演習 | 1 | 選 | 高家教必 |
| | 調理科学実験 | 1 | 必 | 高家教必 栄士必 F S 必 HACCP選 |
| | 基礎調理学実習Ⅰ | 1 | 必 | 家教必 栄士必 F S 必 HACCP選 |
| | 基礎調理学実習Ⅱ | 1 | 必 | 家教必 栄士必 F S 必 |
| | 応用調理学実習 | 2 | 選 | |
| 総合科目 | 管理栄養士応用演習Ⅰ | 2 | 選 | |
| | 管理栄養士応用演習Ⅱ | 2 | 選 | |
| | 卒業論文 | 4 | 選 | |
| ペフ スシ ト リス | フードスペシャリスト論 | 2 | 選 | F S 必 |
| | フードコーディネーター論 | 2 | 選 | F S 必 |
| | 食品流通経済論 | 2 | 選 | F S 必 |
| 専門 関連 科目 | 栄養と健康A(社会生活) | 2 | 選 | |
| | 栄養と健康B(人体) | 2 | 選 | |
| | 栄養と健康C(食品) | 2 | 選 | |
| | 栄養と健康D(栄養) | 2 | 選 | |
| | 栄養と健康E(臨床Ⅰ) | 2 | 選 | |
| | 栄養と健康F(臨床Ⅱ) | 2 | 選 | |
| | 栄養と健康G(調理) | 2 | 選 | |
| | 栄養と健康H(フードマネジメント) | 2 | 選 | |
| | 栄養と健康I(情報演習) | 2 | 選 | |
| 教科 関連 科目 | 保育学概論 | 2 | 選 | 家教必 |
| | 被服学概論 | 2 | 選 | 家教必 |
| | 住居学概論 | 2 | 選 | 家教必 |
| | 消費生活論 | 2 | 選 | 高家教必 |
| | 家庭工学 | 1 | 選 | 高家教必 |
| | 家庭工学実習 | 1 | 選 | 高家教必 |
| | 被服実習Ⅰ | 1 | 選 | 家教必 |
| | 被服実習Ⅱ | 1 | 選 | 家教必 |

② 管理栄養学科

○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて88単位以上修得する。

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 | | |
|-------------------|------------------|------------|-----|------|-----|---------|
| 社会・健康・環境 | 公衆衛生学Ⅰ | 2 | 必 | 食衛必 | 管士必 | 栄士必 |
| | 公衆衛生学Ⅱ | 2 | 必 | 食衛必 | 管士必 | 栄士必 |
| | 医療福祉論(社会福祉概論を含む) | 2 | 必 | | 管士必 | 栄士必 |
| 人体の構造と機能及び疾病の成り立ち | 生物有機化学 | 2 | 選 | 理教必 | 食衛必 | |
| | 生化学概論 | 2 | 必 | 高理教必 | 食衛必 | 管士必 栄士必 |
| | 生体分子代謝学 | 2 | 必 | | 食衛必 | 管士必 栄士必 |
| | 生化学実験 | 1 | 必 | 理教必 | 食衛必 | 管士必 栄士必 |
| | 栄養生化学実験 | 1 | 必 | | | 管士必 |
| | 解剖生理学Ⅰ | 2 | 必 | 高理教必 | 食衛必 | 管士必 栄士必 |
| | 解剖生理学Ⅱ | 2 | 必 | | 食衛必 | 管士必 栄士必 |
| | 栄養生理学実験 | 1 | 必 | | | 管士必 |
| | 解剖生理学実験 | 1 | 必 | 理教必 | 食衛必 | 管士必 栄士必 |
| | 微生物学 | 2 | 必 | 理教必 | 食衛必 | 管士必 |
| | 微生物学実験 | 1 | 必 | 高理教必 | | 管士必 |
| | 臨床代謝学Ⅰ | 2 | 必 | | | 管士必 |
| | 病態学実習 | 1 | 必 | | | 管士必 栄士必 |
| | 臨床代謝学Ⅱ | 2 | 必 | | | 管士必 |
| | 運動生理学 | 1 | 選 | | | |
| 食べ物と健康 | 食品学総論 | 2 | 必 | | 食衛必 | |
| | 食品学各論 | 2 | 必 | | 食衛必 | 管士必 栄士必 |
| | 食品機能論 | 1 | 必 | | | 管士必 栄士必 |
| | 食品化学実験Ⅰ | 1 | 必 | 高理教必 | 食衛必 | 管士必 栄士必 |
| | 食品化学実験Ⅱ | 1 | 必 | | | 管士必 |
| | 食品加工学 | 1 | 必 | | 食衛必 | 管士必 栄士必 |
| | 食品加工学実習 | 1 | 必 | | 食衛必 | 管士必 |
| | 調理学 | 2 | 必 | | | 管士必 |
| | 調理科学実験 | 1 | 選 | | | |
| | 基礎調理学実習 | 1 | 必 | | | |
| | 応用調理学実習 | 1 | 選 | | | |
| | 食品衛生学 | 2 | 必 | | 食衛必 | 管士必 栄士必 |
| | 食品衛生学実験 | 1 | 必 | | 食衛必 | 管士必 栄士必 |
| 食品機器分析化学実験 | 2 | 選 | | 食衛必 | | |
| 専門分野 | 基礎栄養学 | 基礎栄養学 | 2 | 必 | 食衛必 | 管士必 栄士必 |
| | | 基礎栄養学実験 | 1 | 必 | | 管士必 栄士必 |
| | 応用栄養学 | 応用栄養学Ⅰ | 2 | 必 | | 管士必 栄士必 |
| | | 応用栄養学Ⅱ | 2 | 必 | | 管士必 栄士必 |
| | | 応用栄養学実習 | 1 | 必 | | 管士必 栄士必 |
| | | 応用栄養学Ⅲ | 2 | 必 | | 管士必 |
| | 栄養教育論 | 栄養教育論Ⅰ | 2 | 必 | | 管士必 栄士必 |
| | | 栄養教育実習 | 1 | 必 | | 管士必 栄士必 |
| | | 栄養教育論Ⅱ | 2 | 必 | | 管士必 栄士必 |
| | | 栄養教育実践情報演習 | 2 | 必 | | 管士必 |

別表（第12条関係）

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 必選別 | 備考 | |
|--------|-----------|----------------|-----|-----|-------------|
| 専門分野 | 臨床栄養学 | 臨床栄養学総論 | 2 | 必 | 食衛必 管士必 栄士必 |
| | | 臨床栄養学各論Ⅰ | 2 | 必 | 食衛必 管士必 栄士必 |
| | | 臨床栄養学各論Ⅱ | 2 | 必 | 食衛必 管士必 栄士必 |
| | | 栄養療法論 | 2 | 必 | 管士必 |
| | | 栄養療法実習 | 1 | 必 | 管士必 栄士必 |
| | | 臨床栄養学実習 | 1 | 必 | 管士必 栄士必 |
| | 公衆栄養学 | 公衆栄養学Ⅰ | 2 | 必 | 食衛必 管士必 栄士必 |
| | | 公衆栄養学Ⅱ | 2 | 必 | 食衛必 管士必 栄士必 |
| | | 公衆栄養学実習 | 1 | 必 | 管士必 栄士必 |
| | 給食経営管理論 | 給食経営管理学Ⅰ | 2 | 必 | 食衛必 管士必 栄士必 |
| | | 給食経営管理学Ⅱ | 2 | 必 | 管士必 栄士必 |
| | | 給食経営管理実習 | 3 | 選 | 管士必 栄士必 |
| | 演習 | 総合栄養学演習Ⅰ | 1 | 選 | 管士必 |
| | | 総合栄養学演習Ⅱ | 1 | 選 | 管士必 |
| | | 総合栄養学演習Ⅲ | 2 | 選 | 管士必 |
| | 臨地実習 | 臨地実習A | 1 | 選 | 管士必 |
| | | 臨地実習B(給食運営実習) | 1 | 選 | 管士必 栄士必 |
| | | 臨地実習C(臨床栄養士実習) | 2 | 選 | 管士必 |
| | 総合科目 | 管理栄養士応用演習Ⅰ | 2 | 選 | |
| | | 管理栄養士応用演習Ⅱ | 2 | 選 | |
| | | 卒業論文 | 4 | 選 | |
| 教科関連科目 | 物理学Ⅰ | 2 | 選 | 理教必 | |
| | 物理学Ⅱ | 2 | 選 | 理教必 | |
| | 物理学実験 | 1 | 選 | 理教必 | |
| | 化学 | 2 | 選 | 理教必 | |
| | 化学実験 | 1 | 選 | 理教必 | |
| | 生物学実験 | 1 | 選 | 理教必 | |
| | 地学 | 2 | 選 | 理教必 | |
| | 地学実験 | 1 | 選 | 理教必 | |
| | 地球環境 | 2 | 選 | 理教必 | |
| | 物理学統計解析演習 | 2 | 選 | 理教必 | |
| | 栄養教諭総論 | 2 | 選 | 栄教必 | |
| | 栄養教諭各論 | 2 | 選 | 栄教必 | |

3. 人文学部

① 英語コミュニケーション学科

○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて80単位以上修得する。

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 必選別 | 備考 |
|----------|----------------------------------|-----|-----|-----|
| 共通認定科目 | Reading & Writing A | 1 | 必 | |
| | Reading & Writing B | 1 | 必 | |
| | Academic Reading & WritingA | 1 | 必 | |
| | Academic Reading & WritingB | 1 | 必 | |
| | キャリアプランニング | 2 | 必 | |
| | ドイツ語基礎 | 2 | 選 | ① |
| | ドイツ語初級 | 2 | 選 | |
| | フランス語基礎 | 2 | 選 | |
| | フランス語初級 | 2 | 選 | ② |
| | 中国語基礎 | 2 | 選 | ③ |
| | 中国語初級 | 2 | 選 | |
| | ドイツ語中級Ⅰ | 1 | 選 | |
| | ドイツ語中級Ⅱ | 1 | 選 | |
| | ドイツ語総合演習Ⅰ | 1 | 選 | |
| | ドイツ語総合演習Ⅱ | 1 | 選 | |
| | フランス語中級Ⅰ | 1 | 選 | |
| | フランス語中級Ⅱ | 1 | 選 | |
| | フランス語総合演習Ⅰ | 1 | 選 | |
| | フランス語総合演習Ⅱ | 1 | 選 | |
| | 中国語中級Ⅰ | 1 | 選 | |
| | 中国語中級Ⅱ | 1 | 選 | |
| | 中国語総合演習Ⅰ | 1 | 選 | |
| 中国語総合演習Ⅱ | 1 | 選 | | |
| 英語専門科目 | Intensive English (a) A | 2 | 必 | |
| | Intensive English (a) B | 2 | 必 | |
| | Intensive English (b) A | 2 | 必 | |
| | Intensive English (b) B | 2 | 必 | |
| | 英文法 | 2 | 選 | |
| | 英語音声学 | 2 | 選 | |
| | Advanced Intensive English (a) A | 2 | 必 | 英教必 |
| | Advanced Intensive English (a) B | 2 | 必 | |
| | Advanced Intensive English (b) A | 2 | 必 | |
| | Advanced Intensive English (b) B | 2 | 必 | |
| | TOEIC A | 2 | 選 | |
| | TOEIC B | 2 | 選 | |
| | Intermediate TOEIC A | 2 | 選 | |
| | Intermediate TOEIC B | 2 | 選 | |
| | Advanced TOEIC A | 2 | 選 | |
| | Advanced TOEIC B | 2 | 選 | |
| | 英語ワークショップ A | 2 | 選 | |
| | 英語ワークショップ B | 2 | 選 | |
| | ゼミナール A | 2 | 必 | |
| | ゼミナール B | 2 | 必 | |
| ゼミナール C | 2 | 必 | | |
| ゼミナール D | 2 | 必 | | |

別表（第12条関係）

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 必選別 | 備考 | | |
|--------------------|---|-----|-----|------|-------------------------------------|--|
| 英語専門科目 | 卒業論文 | 6 | 選 | | | |
| | 語学研修 A | 4 | 選 | | | |
| | 語学研修 B | 4 | 選 | | | |
| | 語学研修 C | 4 | 選 | | | |
| | 語学研修 D | 14 | 選 | | | |
| | 語学研修 E | 14 | 選 | | | |
| | 語学研修 F | 30 | 選 | | | |
| 語学文学教育科目 | 留学概論 | 2 | 選 | | | |
| | 英語科指導法 A | 2 | 選 | 高英教必 | | |
| | 英語科指導法 B | 2 | 選 | 高英教必 | | |
| | 英語教育方法論 | 2 | 選 | | | |
| | 英語科評価論 | 2 | 選 | | | |
| | 小学校英語指導法 | 2 | 選 | | | |
| | 小学校英語内容論 | 2 | 選 | | | |
| | 英語科教材論 | 2 | 選 | | | |
| | 英語教育学概論 A | 2 | 選 | 英教必 | ① | |
| | 英語教育学概論 B | 2 | 選 | 英教必 | | |
| | 英語学概論 A | 2 | 選 | 英教必 | ② | ①～⑥の組み合わせから 8単位を選択必修 |
| | 英語学概論 B | 2 | 選 | 英教必 | | |
| | 英語史概論 A | 2 | 選 | | ③ | ④、⑤の組み合わせから 4単位英教必 |
| | 英語史概論 B | 2 | 選 | | | |
| | 英語文学概論(a) A | 2 | 選 | 英教選 | ④ | 留学コースに属し、 「語学研修D」を履修する場合、 ①～⑥の組み合わせから 4単位選択必修 |
| 英語文学概論(a) B | 2 | 選 | 英教選 | | | |
| 英語文学概論(b) A | 2 | 選 | 英教選 | ⑤ | | |
| 英語文学概論(b) B | 2 | 選 | 英教選 | | | |
| 異文化コミュニケーション概論 A | 2 | 選 | 英教必 | ⑥ | | |
| 異文化コミュニケーション概論 B | 2 | 選 | 英教必 | | | |
| 語学文学教育科目 | ことばの運用 A | 2 | 選 | ① | ①～⑪の組み合わせから 12単位を選択必修 留学コースは選 | |
| | ことばの運用 B | 2 | 選 | | | |
| | ことばの発達 A | 2 | 選 | ② | | |
| | ことばの発達 B | 2 | 選 | | | |
| | 英語の成り立ち A | 2 | 選 | ③ | | |
| | 英語の成り立ち B | 2 | 選 | | | |
| | 第二言語習得論 A | 2 | 選 | ④ | | |
| | 第二言語習得論 B | 2 | 選 | | | |
| | アメリカ文学と社会 A | 2 | 選 | ⑤ | | |
| | アメリカ文学と社会 B | 2 | 選 | | | |
| | アメリカ文化・文学作品研究 A | 2 | 選 | ⑥ | | |
| | アメリカ文化・文学作品研究 B | 2 | 選 | | | |
| | シェイクスピアと表象文化 A | 2 | 選 | ⑦ | | |
| | シェイクスピアと表象文化 B | 2 | 選 | | | |
| | 小説で読むイギリス A | 2 | 選 | ⑧ | | |
| | 小説で読むイギリス B | 2 | 選 | | | |
| | 英語圏文化研究 A | 2 | 選 | ⑨ | | |
| | 英語圏文化研究 B | 2 | 選 | | | |
| | Modern and Contemporary American Poetry A | 2 | 選 | ⑩ | | |
| | Modern and Contemporary American Poetry B | 2 | 選 | | | |
| Sociolinguistics A | 2 | 選 | ⑪ | | | |
| Sociolinguistics B | 2 | 選 | | | | |

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|--|---|-----|-----|-----|
| 語学 文学 教育科目 | Intensive English for Education A | 4 | 選 | 英教必 |
| | Intensive English for Education B | 4 | 選 | 英教必 |
| | Advanced Intensive English for Education A | 4 | 選 | |
| | Advanced Intensive English for Education B | 4 | 選 | |
| | ドイツ語上級 A | 1 | 選 | |
| | ドイツ語上級 B | 1 | 選 | |
| | フランス語上級 A | 1 | 選 | |
| | フランス語上級 B | 1 | 選 | |
| | 中国語上級 A | 1 | 選 | |
| | 中国語上級 B | 1 | 選 | |
| 情報 ビジネス 観光科目 | 情報学概論 A | 2 | 選 | |
| | 情報学概論 B | 2 | 選 | |
| | English Literacy for Information and Technology | 2 | 選 | |
| | プログラミング研究 | 2 | 選 | |
| | Webデザイン研究 | 2 | 選 | |
| | Webシステム研究 | 2 | 選 | |
| | オフィスマネジメント | 2 | 選 | |
| | ビジネスコミュニケーション | 2 | 選 | |
| | 時事英語研究 A | 2 | 選 | |
| | 時事英語研究 B | 2 | 選 | |
| | 現代のビジネス A | 2 | 選 | |
| | 現代のビジネス B | 2 | 選 | |
| | 国際秘書実務 A | 2 | 選 | |
| | 国際秘書実務 B | 2 | 選 | |
| | Intensive English for Business A | 4 | 選 | |
| | Intensive English for Business B | 4 | 選 | |
| | Advanced Intensive English for Business A | 4 | 選 | |
| | Advanced Intensive English for Business B | 4 | 選 | |
| | フライトサービス論 | 2 | 選 | |
| | 国際航空業概論 | 2 | 選 | |
| | 航空コミュニケーション論 | 2 | 選 | |
| | 航空接遇研究 | 2 | 選 | |
| | 観光学概論 A | 2 | 選 | |
| | 観光学概論 B | 2 | 選 | |
| | 旅行行政 A | 2 | 選 | |
| | 旅行行政 B | 2 | 選 | |
| | 国内観光概論 | 2 | 選 | |
| | 海外観光概論 | 2 | 選 | |
| | 通訳ガイド英語 A | 2 | 選 | |
| | 通訳ガイド英語 B | 2 | 選 | |
| | Intensive English for Hospitality A | 4 | 選 | |
| | Intensive English for Hospitality B | 4 | 選 | |
| | Advanced Intensive English for Hospitality A | 4 | 選 | |
| Advanced Intensive English for Hospitality B | 4 | 選 | | |

② 心理カウンセリング学科

○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて80単位以上修得する。

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|------------------|--------------|-----|------|-----------|
| 心理 教養 科目 | 心理学概論 | 2 | 必 | 公心師必 認定心必 |
| | 発達心理学 | 2 | 必 | 公心師必 認定心選 |
| | 教育・学校心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 臨床心理学概論 | 2 | 必 | 公心師必 認定心選 |
| | カウンセリング論 | 2 | 必 | 認定心選 |
| | 人体の構造と機能及び疾病 | 2 | 選 | 公心師必 |
| | パソコン応用 | 2 | 選 | |
| 専 門 科 目 | 心理学研究法基礎 | 2 | 必 | 認定心選 |
| | 心理学研究法 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 心理学統計法 | 2 | 必 | 公心師必 認定心選 |
| | 精神疾患とその治療 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 精神分析学 | 2 | 選 | 認定心選 |
| | 行動分析学 | 2 | 選 | 認定心選 |
| | 心身医学 | 2 | 選 | 認定心選 |
| | 公認心理師の職責 | 2 | 選 | 公心師必 |
| | 関係行政論 | 2 | 選 | 公心師必 |
| | 社会・集団・家族心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 感情・人格心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 知覚・認知心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 学習・言語心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 神経・生理心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 健康・医療心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 障害者・障害児心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 産業・組織心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 司法・犯罪心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 福祉心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 心理学的支援法 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 心理的アセスメント | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 発達臨床心理学 | 2 | 選 | 認定心選 |
| | 被害者支援心理学 | 2 | 選 | |
| | コミュニティ心理学 | 2 | 選 | 認定心選 |
| | リエゾン心理学 | 2 | 選 | |
| | 心理演習 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 芸術療法 | 2 | 選 | 認定心選 |
| | 家族療法 | 2 | 選 | 認定心選 |
| | 遊戯療法 | 2 | 選 | 認定心選 |
| | 認知行動療法 | 2 | 選 | 認定心選 |
| | 心理調査計画法 | 2 | 選 | 認定心選 |
| | キャップストーン | 2 | 選 | |
| 臨床心理ケース・スタディ演習 | 2 | 選 | 認定心選 | |
| ゼミナールⅠ | 4 | 必 | | |
| ゼミナールⅡ | 2 | 必 | | |

別表（第12条関係）

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|--------------------------------------|------------------------|-----|-----|-----------|
| 実 習 科 目 | 心理学実験基礎 | 2 | 必 | 認定心必 |
| | 心理学実験 | 2 | 選 | 公心師必 認定心必 |
| | 心理実習 | 3 | 選 | 公心師必 |
| | 臨床心理学実習 | 3 | 選 | 認定心選 |
| | カウンセリング実習 | 1 | 必 | 認定心選 |
| | 心理アセスメント実習 | 1 | 選 | 認定心選 |
| | グループアプローチ実習Ⅰ | 1 | 必 | 認定心選 |
| | グループアプローチ実習Ⅱ | 1 | 選 | 認定心選 |
| | フィールド実習 | 1 | 選 | |
| | 卒業論文 | 4 | 選 | 認定心選 |
| 養 護 に 関 す る 科 目 | 解剖生理学 | 2 | 選 | 養教必 |
| | 養護概論 | 2 | 選 | 養教必 |
| | 健康相談活動の理論及び方法 | 2 | 選 | 養教必 |
| | 看護概論 | 2 | 選 | 養教必 |
| | 微生物学（免疫学を含む） | 2 | 選 | 養教必 |
| | 看護技術Ⅰ | 2 | 選 | 養教必 |
| | 看護技術Ⅱ | 2 | 選 | 養教必 |
| | 栄養学（食品学を含む） | 2 | 選 | 養教必 |
| | 衛生学・公衆衛生学 （予防医学を含む） | 4 | 選 | 養教必 |
| | 学校保健 | 2 | 選 | 養教必 |
| | 救急処置実習 | 2 | 選 | 養教必 |
| | 精神保健 | 2 | 選 | 養教必 認定心選 |
| | 看護臨床実習 | 2 | 選 | 養教必 |
| | 小児疾病学 | 1 | 選 | 養教必 |
| 健康相談演習（保健指導を含む） | 2 | 選 | | |

③ 教育福祉学科

○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて80単位以上修得する。

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 必選別 | 備考 |
|-------------|--------------|-----|----------|-----------------------|
| 共通専門科目 | 社会教育概論 | 2 | 必 | 社教必 公教必 社教主必 |
| | 社会福祉概論 | 4 | 必 | 社教必 公教必 社福主選 社福士必 精保必 |
| | 発達心理学 | 2 | 必 | 社教主選 公心師必 認定心選 |
| | 社会調査の基礎 | 2 | 選 | 社教主選 社福士必 精保必 |
| | 社会調査実習 | 2 | 選 | 社教主選 |
| | 人間論 | 2 | 選 | 社教主選 |
| | 社会と人間 | 2 | 選 | 社教主選 |
| | 研究方法基礎論 | 2 | 選 | |
| | 社会教育演習 | 4 | 選 | 社教主選 |
| | 現代社会研究 | 4 | 選 | |
| | 社会福祉演習Ⅰ | 1 | 選 | 4単位以上 社福士必 |
| | 社会福祉演習Ⅱ | 3 | 選 | 選択必修 社福士必 |
| | 精神保健福祉援助演習 | 6 | 選 | 精保必 |
| | 心理演習 | 2 | 選 | 公心師必 認定心必 |
| | 心理演習Ⅱ | 2 | 選 | 認定心必 |
| | 卒業論文 | 6 | 選 | 認定心選 |
| | 教育演習 | 2 | 選 | |
| 社会教育科目 | 生涯学習概論 | 2 | 選 | 社教必 公教必 社教主必 学芸員必 図書必 |
| | 社会教育経営論Ⅰ | 2 | 選 | 社教主必 |
| | 社会教育経営論Ⅱ | 2 | 選 | 社教主必 |
| | 生涯学習支援論Ⅰ | 2 | 選 | 社教主必 |
| | 生涯学習支援論Ⅱ | 2 | 選 | 社教主必 |
| | 社会教育課題研究 | 2 | 選 | 社教主選 |
| | 教育学総論Ⅰ | 2 | 選 | 社教主選 |
| | 教育学総論Ⅱ | 2 | 選 | 社教主選 |
| | 図書館概論 | 2 | 選 | 社教主選 図書必 |
| | 環境教育論 | 2 | 選 | 公教必 社教主選 |
| | 社会教育実習 | 4 | 選 | 社教主必 |
| | キャリア支援論 | 2 | 選 | 社教主選 |
| | ボランティア・NPO論 | 2 | 選 | 社教主選 |
| | 人間関係論 | 2 | 選 | 公教必 社教主選 認定心選 |
| | 博物館概論 | 2 | 選 | 社教主選 学芸員必 |
| | 博物館展示論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館資料保存論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館経営論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館教育論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| | 博物館資料論 | 2 | 選 | 学芸員必 |
| 博物館情報・メディア論 | 2 | 選 | 学芸員必 | |
| 博物館実習 | 3 | 選 | 学芸員必 | |
| 社会福祉科目 | 人体の構造と機能及び疾病 | 2 | 選 | 社福主選 社福士必 精保必 公心師必 |
| | 児童・家庭福祉論Ⅰ | 2 | 選 | 社福主選 社福士必 |
| | 児童・家庭福祉論Ⅱ | 2 | 選 | 社福主選 社福士必 |
| | 障害福祉論Ⅰ | 2 | 選 | 社福主選 社福士必 精保必 |
| | 障害福祉論Ⅱ | 2 | 選 | 社福主選 社福士必 精保必 |
| | 高齢者福祉論Ⅰ | 2 | 選 | 社福主選 社福士必 |
| | 高齢者福祉論Ⅱ | 2 | 選 | 社福主選 社福士必 |
| | 精神保健福祉の原理 | 4 | 選 | 社福主選 精保必 |
| | 地域福祉論 | 2 | 選 | 社福主選 社福士必 精保必 |
| 権利擁護を支える法制度 | 2 | 選 | 社福士必 精保必 | |

別表（第12条関係）

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|--------|--------------------|-----|-----|---------------|
| 社会福祉科目 | 公的扶助論 | 2 | 選 | 社福主選 社福士必 |
| | 社会保障論 | 4 | 選 | 社福主選 社福士必 精保必 |
| | 福祉サービスの組織と経営 | 2 | 選 | 社福士必 |
| | 医療ソーシャルワーク論 | 2 | 選 | 社福士必 |
| | 司法福祉論 | 2 | 選 | 社福士必 精保必 |
| | ソーシャルワークの基礎と専門職Ⅰ | 2 | 選 | 社福士必 精保必 |
| | ソーシャルワークの基礎と専門職Ⅱ | 2 | 選 | 社福士必 |
| | ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ | 4 | 選 | 社福士必 精保必 |
| | ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ | 4 | 選 | 社福士必 |
| | ソーシャルワーク実習指導 | 3 | 選 | 社福士必 |
| | ソーシャルワーク実習 | 8 | 選 | 社福士必 |
| | 社会福祉演習Ⅲ | 1 | 選 | 社福士必 |
| | ソーシャルワークの理論と方法（専門） | 4 | 選 | 精保必 |
| | 精神障害リハビリテーション論 | 2 | 選 | 精保必 |
| | 精神保健学 | 4 | 選 | 精保必 認定心選 |
| | 精神疾患とその治療 | 2 | 選 | 精保必 公心師必 認定心選 |
| | 精神保健福祉制度論 | 2 | 選 | 精保必 |
| | 精神保健福祉援助演習（基礎） | 2 | 選 | 精保必 |
| | 精神保健福祉援助実習指導 | 3 | 選 | 精保必 |
| | 精神保健福祉援助実習 | 7 | 選 | 精保必 |
| 心理科目 | 心理学研究法 | 2 | 選 | 公心師必 認定心必 |
| | 人格心理学（感情・人格心理学） | 2 | 選 | 公教必 公心師必 認定心必 |
| | 学習・言語心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 社会・集団・家族心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 司法・犯罪心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 健康・医療心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 知覚・認知心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 心理実習 | 3 | 選 | 公心師必 |
| | 心理的アセスメント | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 心理学実験 | 2 | 選 | 公心師必 認定心必 |
| | 心理学統計法 | 2 | 選 | 公心師必 認定心必 |
| | 心理学的支援法 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 臨床心理学概論 | 2 | 選 | 公心師必 認定心必 |
| | 福祉心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 障害者・障害児心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 教育・学校心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 産業・組織心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 神経・生理心理学 | 2 | 選 | 公心師必 認定心選 |
| | 公認心理師の職責 | 2 | 選 | 公心師必 |
| | 関係行政論 | 2 | 選 | 公心師必 |
| 教科関連科目 | 外国史 | 2 | 選 | 社教必 |
| | 法律学 | 2 | 選 | 社教必 公教必 |
| | 政治学 | 2 | 選 | 社教必 公教必 |
| | 倫理学 | 2 | 選 | 社教必 公教必 |
| | 宗教学 | 2 | 選 | 公教必 |
| | 地理学 | 2 | 選 | 社教必 |
| | 文化人類学 | 2 | 選 | 公教必 |

Ⅲ. 教職等に関する科目

1. 初等教育（家政学部児童学科）

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|-------------------------------------|-------------------|-----|-----|------------------------|
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 保育者論 | 2 | 必 | 幼教必 保育士必 (専門教育科目として開設) |
| | 教育・保育制度論 | 1 | 必 | 幼教必 保育士選 (専門教育科目として開設) |
| | 特別支援教育概論 | 1 | 選 | 幼教必 保育士選 (専門教育科目として開設) |
| | カリキュラム論 | 2 | 選 | 幼教必 (専門教育科目として開設) |
| | 教育原論 | 2 | 選 | 幼教必 保育士必 (共通教育科目として開設) |
| | 教育心理学 | 2 | 選 | 幼教必 保育士選 (共通教育科目として開設) |
| 領域及び保育内容の指導法に関する科目 | 幼児と健康 | 1 | 選 | 幼教必 (専門教育科目として開設) |
| | 幼児と人間関係 | 1 | 選 | 幼教必 (専門教育科目として開設) |
| | 幼児と環境 | 1 | 選 | 幼教必 (専門教育科目として開設) |
| | 幼児と言葉 | 1 | 選 | 幼教必 (専門教育科目として開設) |
| | 幼児と表現 | 1 | 選 | 幼教必 (専門教育科目として開設) |
| | 保育内容「健康」の指導法 | 1 | 選 | 幼教必 (専門教育科目として開設) |
| | 保育内容「人間関係」の指導法 | 1 | 選 | 幼教必 (専門教育科目として開設) |
| | 保育内容「環境」の指導法 | 1 | 選 | 幼教必 (専門教育科目として開設) |
| | 保育内容「言葉」の指導法 | 1 | 選 | 幼教必 (専門教育科目として開設) |
| | 保育内容「表現」の指導法 | 1 | 選 | 幼教必 (専門教育科目として開設) |
| | 保育内容演習（健康） | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 (専門教育科目として開設) |
| | 保育内容演習（人間関係） | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 (専門教育科目として開設) |
| | 保育内容演習（環境） | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 (専門教育科目として開設) |
| | 保育内容演習（言葉） | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 (専門教育科目として開設) |
| | 保育内容演習（表現） | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 (専門教育科目として開設) |
| | 保育内容総論 | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 (専門教育科目として開設) |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 保育方法論（情報機器の操作を含む） | 2 | 選 | 幼教必 保育士選 (専門教育科目として開設) |
| | 子ども理解と援助 | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 (専門教育科目として開設) |
| | 教育相談 | 1 | 選 | 幼教必 保育士選 (専門教育科目として開設) |
| 教育実践に関する科目 | 教育実習事前事後指導（幼） | 1 | 選 | 幼教必 |
| | 教育実習（幼） | 4 | 選 | 幼教必 |
| | 教職・保育実践演習 | 2 | 選 | 幼教必 保育士必 |
| 大学が独自に設定する科目 | 保育（遊び）指導論 | 1 | 選 | 幼教必 (専門教育科目として開設) |
| | 保育心理学 | 2 | 必 | 幼教必 保育士必 (専門教育科目として開設) |
| | 保育内容の理解と方法A（体育） | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 (専門教育科目として開設) |
| | 保育内容の理解と方法C（造形） | 1 | 選 | 幼教必 保育士必 (専門教育科目として開設) |
| | 音楽表現 | 1 | 選 | 幼教必 保育士選 (専門教育科目として開設) |
| | 造形表現 | 1 | 選 | 幼教必 保育士選 (専門教育科目として開設) |
| | 演劇表現 | 1 | 選 | 幼教必 保育士選 (専門教育科目として開設) |
| | 保育の造形実技A | 1 | 選 | 幼教選 (専門教育科目として開設) |
| | 保育の造形実技B | 1 | 選 | 幼教選 (専門教育科目として開設) |
| | 保育の運動実技A | 1 | 選 | 幼教選 (専門教育科目として開設) |
| | 保育の運動実技B | 1 | 選 | 幼教選 (専門教育科目として開設) |
| | 児童学総論 | 2 | 必 | 幼教必 (専門教育科目として開設) |
| | 児童学研究法 | 1 | 必 | 幼教必 (専門教育科目として開設) |
| | 児童文化 | 2 | 必 | 幼教必 保育士選 (専門教育科目として開設) |

2. 中等教育（家政学部[児童学科・児童教育学科を除く]・人文学部[心理カウンセリング学科を除く]）

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|-------------------------------------|-----------------|-----|------|------------------|
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育原論 | 2 | 選 | 教必 (共通教育科目として開設) |
| | 教職基礎論 | 1 | 選 | 教必 (共通教育科目として開設) |
| | 教育制度論 | 2 | 選 | 教必 (共通教育科目として開設) |
| | 教育心理学 | 2 | 選 | 教必 (共通教育科目として開設) |
| | 特別支援教育概論 | 1 | 選 | 教必 |
| | 教育課程論 | 2 | 選 | 教必 |
| 各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。) | 社会科・公民科教育法Ⅰ | 2 | 選 | 社教必 公教必 |
| | 社会科・公民科教育法Ⅱ | 2 | 選 | 社教必 公教必 |
| | 社会科教育法Ⅰ | 2 | 選 | 社教必 |
| | 社会科教育法Ⅱ | 2 | 選 | 社教必 |
| | 理科教育法Ⅰ | 2 | 選 | 理教必 |
| | 理科教育法Ⅱ | 2 | 選 | 理教必 |
| | 理科教育法Ⅲ | 2 | 選 | 理教必 |
| | 理科教育法Ⅳ | 2 | 選 | 中理教必 |
| | 美術科教育法Ⅰ | 2 | 選 | 美教必 |
| | 美術科教育法Ⅱ | 2 | 選 | 美教必 |
| | 美術科教育法Ⅲ | 2 | 選 | 美教必 |
| | 美術科教育法Ⅳ | 2 | 選 | 中美教必 |
| | 家庭科教育法Ⅰ | 2 | 選 | 家教必 |
| | 家庭科教育法Ⅱ | 2 | 選 | 家教必 |
| | 家庭科教育法Ⅲ | 2 | 選 | 家教必 |
| | 家庭科教育法Ⅳ | 2 | 選 | 中家教必 |
| | 英語科教育法Ⅰ | 2 | 選 | 英教必 |
| | 英語科教育法Ⅱ | 2 | 選 | 英教必 |
| | 英語科教育法Ⅲ | 2 | 選 | 英教必 |
| | 英語科教育法Ⅳ | 2 | 選 | 英教必 |
| 英語教育学概論A | 2 | 選 | 英教必 | |
| 英語教育学概論B | 2 | 選 | 英教必 | |
| 英語科指導法A | 2 | 選 | 高英教必 | |
| 英語科指導法B | 2 | 選 | 高英教必 | |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳教育の理論と方法 | 2 | 選 | 中教必 |
| | 総合的な学習の時間の指導法 | 1 | 選 | 教必 |
| | 特別活動の指導法 | 1 | 選 | 教必 |
| | 教育方法論 | 2 | 選 | 教必 |
| | 生徒・進路指導論 | 2 | 選 | 教必 |
| | 教育相談の理論と方法 | 2 | 選 | 教必 |
| 教育実践に関する科目 | 教育実習事前事後指導(中・高) | 1 | 選 | 教必 |
| | 教育実習(中) | 4 | 選 | 中教必 |
| | 教育実習(高) | 2 | 選 | 高教必 |
| | 教職実践演習(中・高) | 2 | 選 | 教必 |

別表（第12条関係）

3. 栄養教諭（栄養学部管理栄養学科）

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|------------------------------------|----------------|-----|-----|------------------|
| 栄養に係る教育に関する科目 | 栄養教諭総論 | 2 | 選 | 栄教必（専門教育科目として開設） |
| | 栄養教諭各論 | 2 | 選 | 栄教必（専門教育科目として開設） |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育原論 | 2 | 選 | 栄教必（共通教育科目として開設） |
| | 教職基礎論 | 1 | 選 | 栄教必（共通教育科目として開設） |
| | 教育課程論 | 2 | 選 | 栄教必 |
| | 教育制度論 | 2 | 選 | 栄教必（共通教育科目として開設） |
| | 教育心理学 | 2 | 選 | 栄教必（共通教育科目として開設） |
| | 特別支援教育概論 | 1 | 選 | 栄教必 |
| 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳教育の理論と方法 | 2 | 選 | 栄教必 |
| | 総合的な学習の時間の指導法 | 1 | 選 | 栄教必 |
| | 特別活動の指導法 | 1 | 選 | 栄教必 |
| | 教育方法論 | 2 | 選 | 栄教必 |
| | 生徒指導論（栄養教諭） | 2 | 選 | 栄教必 |
| | 教育相談の理論と方法 | 2 | 選 | 栄教必 |
| 教育実践に関する科目 | 教育実習事前事後指導（栄養） | 1 | 選 | 栄教必 |
| | 教育実習（栄養） | 1 | 選 | 栄教必 |
| | 教職実践演習（栄養） | 2 | 選 | 栄教必 |

別表（第12条関係）

4. 養護教諭（人文学部心理カウンセリング学科）

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|------------------------------------|----------------|-----|-----|-----------------------|
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教職基礎論 | 1 | 選 | 養教必（共通教育科目として開設） |
| | 教育原論 | 2 | 選 | 養教必（共通教育科目として開設） |
| | 教育課程論 | 2 | 選 | 養教必 |
| | 特別支援教育概論 | 1 | 選 | 養教必 |
| | 教育心理学 | 2 | 選 | 養教必（共通教育科目として開設） 認定心選 |
| | 教育制度論 | 2 | 選 | 養教必（共通教育科目として開設） |
| 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳教育の理論と方法 | 2 | 選 | 養教必 |
| | 総合的な学習の時間の指導法 | 1 | 選 | 養教必 |
| | 特別活動の指導法 | 1 | 選 | 養教必 |
| | 教育方法論 | 2 | 選 | 養教必 |
| | 教育相談の理論と方法 | 2 | 選 | 養教必 |
| | 生徒指導論 | 2 | 選 | 養教必 |
| 教育実践に関する科目 | 教育実習事前事後指導（養護） | 1 | 選 | 養教必 |
| | 教育実習（養護）Ⅰ | 1 | 選 | 養教必 |
| | 教育実習（養護）Ⅱ | 3 | 選 | 養教必 |
| | 教職実践演習（養護） | 2 | 選 | 養教必 |

IV. 図書館司書に関する科目

(家政学部[児童学科児童学専攻]・栄養学部[栄養学科]・人文学部)

| 授 業 科 目 | 単位数 | 必選別 | 備 考 |
|------------|-----|-----|--------------------------|
| 生涯学習概論 | 2 | 選 | 図書必 (教育福祉学科の専門教育科目として開設) |
| 図書館概論 | 2 | 選 | 図書必 (教育福祉学科の専門教育科目として開設) |
| 図書館情報技術論 | 2 | 選 | 図書必 |
| 図書館制度・経営論 | 2 | 選 | 図書必 |
| 図書館サービス概論 | 2 | 選 | 図書必 |
| 情報サービス論 | 2 | 選 | 図書必 |
| 児童サービス論 | 2 | 選 | 図書必 |
| 情報サービス演習 | 2 | 選 | 図書必 |
| 図書館情報資源概論 | 2 | 選 | 図書必 |
| 情報資源組織論 | 2 | 選 | 図書必 |
| 情報資源組織演習 | 2 | 選 | 図書必 |
| 図書館基礎特論 | 1 | 選 | 図書必 |
| コミュニケーション論 | 2 | 選 | 図書必 (共通教育科目として開設) |

学則の変更事項を記載した書類

令和 4 年度に新学部の設置を行うため、それに関連する以下の条文を変更した。

①第 1 条

新設する「栄養学部」で授与する学位の分野に合わせて「栄養学」を追加

②第 2 条、第 3 条

設置する学部、人材養成及び教育研究上の目的、所在地に「栄養学部」を追加

③第 4 条

設置する学科、人材養成及び教育研究上の目的「栄養学科」「管理栄養学科」を追加。「家政学部－栄養学科」を削除

④第 6 条

本学の定員一覧に「栄養学部」「栄養学科」「管理栄養学科」を追加。「家政学部栄養学科」を削除

⑤第 9 条、第 10 条、第 13 条

教育課程、必修科目・選択科目の指定、卒業単位に「栄養学部」を追加

⑥第 15 条、第 16 条

本学において取得できる教員職員免許状、資格の一覧に「栄養学部 栄養学科」「栄養学部管理栄養学科」を追加し、「家政学部栄養学科」に関する部分を削除

⑦第 47 条

学位の種類、分野の表記に「栄養学部栄養学科」「栄養学部管理栄養学科」を追加、「家政学部栄養学科」を削除

⑧第 49 条

実験実習等経費の表記に「栄養学部栄養学科」「栄養学部管理栄養学科」を追加、「家政学部栄養学科」を削除

⑤別表「教育課程表」

「栄養学部栄養学科」「栄養学部管理栄養学科」を追加、「家政学部栄養学科栄養学専攻」「家政学部栄養学科管理栄養士専攻」を削除

東京家政大学学則新旧比較対照表(案)

| (新) | (旧) |
|---|--|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| <p>第1条 本学は教育基本法並びに学校教育法により、建学の精神に基づいて女子に対し、家政学、<u>栄養学</u>、<u>文学</u>、看護学、リハビリテーション学及び子ども学に関する専門の学術技芸を教授研究し、その応用的能力を伸展するとともに人格の完成に努め、真に平和を愛し、民主的文化国家及び社会の形成者を育成することを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>第2条 本学は東京家政大学と称し、家政学部、<u>栄養学部</u>、人文学部、健康科学部及び子ども学部をおく。</p> <p>2 家政学部、<u>栄養学部</u>、人文学部、健康科学部及び子ども学部の人材養成及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>1) 家政学部は、各専門分野の学術的知識と伝統ある充実した実践技術を教授し、人と人の繋がりを大切にすることを育み、豊かな生活を築くとともに社会で活躍する人材を育成する。</p> <p>2) <u>栄養学部は、栄養学を中心とした「食と健康」における科学的で幅広い知識と実践力を駆使することで人々の健康維持・増進に貢献し、それを通して人の生(ライフ)を支援できる社会で活躍する人材を育成する。</u></p> <p>3) <u>人文学部は、専門的な学術の理論と実践的な知識や技術を教授し、国際的な視野に立ち、人間理解を深め、多種多様な考え方を受容できる能力を養い、社会で活躍する人材を育成する。</u></p> <p>4) <u>健康科学部は、看護及び医療の分野で、科学的根拠に裏づけされた知識・技術と生命の尊厳と人格を尊重する態度を涵養し、あらゆる年代の人々の健康の保持増進と自分らしく「生活する」ことを支援できる人材を育成する。</u></p> <p>5) <u>子ども学部は、健やかな生命と豊かな人格を目指す幼児教育・保育、多様なニーズに応じた幼児教育・保育、園・家庭・地域社会との一体的幼児教育・保育、子どもと未来を育む幼児教育・保育、研究と研鑽を基盤とした幼児教育・保育ができる人材を育成する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3条 家政学部、<u>栄養学部</u>及び人文学部は東京都板橋区加賀1丁目18番1号に、健康科学部及び子ども学部は埼玉県狭山市稲荷山2丁目15番地の1にこれを設置する。</p> <p>第4条 家政学部は児童学科、児童教育学科、服飾美術学科、環境教育学</p> | <p>第1条 本学は教育基本法並びに学校教育法により、建学の精神に基づいて女子に対し、家政学、文学、看護学、リハビリテーション学及び子ども学に関する専門の学術技芸を教授研究し、その応用的能力を伸展するとともに人格の完成に努め、真に平和を愛し、民主的文化国家及び社会の形成者を育成することを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>第2条 本学は東京家政大学と称し、家政学部、人文学部、健康科学部及び子ども学部をおく。</p> <p>2 家政学部、人文学部、健康科学部及び子ども学部の人材養成及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>1) 家政学部は、各専門分野の学術的知識と伝統ある充実した実践技術を教授し、人と人の繋がりを大切にすることを育み、豊かな生活を築くとともに社会で活躍する人材を育成する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2) 人文学部は、専門的な学術の理論と実践的な知識や技術を教授し、国際的な視野に立ち、人間理解を深め、多種多様な考え方を受容できる能力を養い、社会で活躍する人材を育成する。</p> <p>3) 健康科学部は、看護及び医療の分野で、科学的根拠に裏づけされた知識・技術と生命の尊厳と人格を尊重する態度を涵養し、あらゆる年代の人々の健康の保持増進と自分らしく「生活する」ことを支援できる人材を育成する。</p> <p>4) 子ども学部は、健やかな生命と豊かな人格を目指す幼児教育・保育、多様なニーズに応じた幼児教育・保育、園・家庭・地域社会との一体的幼児教育・保育、子どもと未来を育む幼児教育・保育、研究と研鑽を基盤とした幼児教育・保育ができる人材を育成する。</p> <p>(略)</p> <p>第3条 家政学部及び人文学部は東京都板橋区加賀1丁目18番1号に、健康科学部及び子ども学部は埼玉県狭山市稲荷山2丁目15番地の1にこれを設置する。</p> <p>第4条 家政学部は児童学科、児童教育学科、<u>栄養学科</u>、服飾美術学科、</p> |

| | |
|--|---|
| <p>科及び造形表現学科をおき、児童学科に児童学専攻及び育児支援専攻をおく。</p> <p>2 <u>栄養学部に栄養学科及び管理栄養学科をおく。</u></p> <p>3 人文学部に英語コミュニケーション学科、心理カウンセリング学科及び教育福祉学科をおく。</p> <p>4 健康科学部に看護学科及びリハビリテーション学科をおき、リハビリテーション学科に作業療法学専攻及び理学療法学専攻をおく。</p> <p>5 子ども学部に子ども支援学科をおく。</p> <p>6 本学各学科の人材養成及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>1) 児童学科は、子ども一人ひとりを尊重し、その健全な心身の形成ができる人材養成を目的とする。そのための学術的・実践的探究を通し、幼稚園教諭、保育士などの免許・資格の取得を軸に、高度な専門性と豊かな心を持ち教育と保育に貢献する人材を育成する。</p> <p>2) 児童教育学科は、知的探究心が旺盛で、豊かな心を持ち、健康な身体をもった児童の育成のできる教員を養成することを目的とする。そのために、理論とともに優れた実践力を兼ね備えた小学校教諭を主に、幼稚園の教諭を育成する。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>3) 服飾美術学科は、デザイン、服飾造形、服飾工芸、アパレル設計、服飾文化、ビジネス、素材・加工・整理を総合したカリキュラムのもとに、服飾を科学とファッションの両面からとらえ、アパレル・教育界に貢献できる人材を育成する。</p> <p>4) 環境教育学科は、暮らしを中心として衣食住の諸問題を科学的な視点から提起し、それらの問題を環境・自然から学ぶことで解決できる人材養成を目的とする。そのために毒物劇物取扱責任者、東京都公害防止管理者などの環境活動リーダーとしての実践的能力、及び中学校・高等学校教諭免許状を取得して社会で活躍する人材を育成する。</p> <p>5) 造形表現学科は、社会環境の変化や家政学部の美術に相応しい教育内容に応えるため、デザイン、アート、工芸、建築、インテリアを基礎から総合的に学ぶことにより、生活空間を美しく快適に創造し、たくましい心と感性を持つ人材を育成する。</p> <p>6) <u>栄養学科は、栄養学および食品学の知識や実践力を基礎とし、「食と健康」に関する問題発見能力と解決能力を身につけて、栄養士、中学校・高等学校教諭等の資格・免許を取得し、食品産業や、食育・教育分野において、人々の健康づくりに貢献できる、社会で活躍す</u></p> | <p>環境教育学科及び造形表現学科をおき、児童学科に児童学専攻及び育児支援専攻を、<u>栄養学科に栄養学専攻及び管理栄養士専攻をおく。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 人文学部に英語コミュニケーション学科、心理カウンセリング学科及び教育福祉学科をおく。</p> <p>3 健康科学部に看護学科及びリハビリテーション学科をおき、リハビリテーション学科に作業療法学専攻及び理学療法学専攻をおく。</p> <p>4 子ども学部に子ども支援学科をおく。</p> <p>5 本学各学科の人材養成及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>1) 児童学科は、子ども一人ひとりを尊重し、その健全な心身の形成ができる人材養成を目的とする。そのための学術的・実践的探究を通し、幼稚園教諭、保育士などの免許・資格の取得を軸に、高度な専門性と豊かな心を持ち教育と保育に貢献する人材を育成する。</p> <p>2) 児童教育学科は、知的探究心が旺盛で、豊かな心を持ち、健康な身体をもった児童の育成のできる教員を養成することを目的とする。そのために、理論とともに優れた実践力を兼ね備えた小学校教諭を主に、幼稚園の教諭を育成する。</p> <p>3) <u>栄養学科は、人々の食と健康の向上に尽力する人材を養成する。そのために食品学、栄養学、社会医学・臨床医学等の分野で知識、技能を教育し、研究を指導・遂行する。また、栄養士・管理栄養士、中学校・高等学校教諭・栄養教諭等の資格・免許を取得して社会で活躍する人材を育成する。</u></p> <p>4) 服飾美術学科は、デザイン、服飾造形、服飾工芸、アパレル設計、服飾文化、ビジネス、素材・加工・整理を総合したカリキュラムのもとに、服飾を科学とファッションの両面からとらえ、アパレル・教育界に貢献できる人材を育成する。</p> <p>5) 環境教育学科は、暮らしを中心として衣食住の諸問題を科学的な視点から提起し、それらの問題を環境・自然から学ぶことで解決できる人材養成を目的とする。そのために毒物劇物取扱責任者、東京都公害防止管理者などの環境活動リーダーとしての実践的能力、及び中学校・高等学校教諭免許状を取得して社会で活躍する人材を育成する。</p> <p>6) 造形表現学科は、社会環境の変化や家政学部の美術に相応しい教育内容に応えるため、デザイン、アート、工芸、建築、インテリアを基礎から総合的に学ぶことにより、生活空間を美しく快適に創造し、たくましい心と感性を持つ人材を育成する。</p> <p>(新設)</p> |
|--|---|

る人材を育成する。

- 7) 管理栄養学科は、臨床における栄養サポートチーム(NST)の一員に求められる知識と技能を備え、傷病者、障がい者、高齢者、要介護者に対し公衆栄養や福祉分野の高度で専門的な知識と技能をもった、管理栄養士、中学校・高等学校教諭・栄養教諭等の資格・免許を取得して、栄養教育や栄養管理および給食管理に貢献できる、社会で活躍する人材を育成する。
- 8) 英語コミュニケーション学科は、国際化時代に対応できる英語によるコミュニケーション能力を養成し、英米文学・英語学・英語教育に関する学識を深め、視野の広い総合力を持った人材を育成する。
- 9) 心理カウンセリング学科は、医療・教育・産業等の社会のあらゆる領域において、心理学の知識と対人関係スキルを備えた実践力のある人材を育成する。
- 10) 教育福祉学科は、複雑化した社会における生涯にわたる人間関係の諸問題に対応する総合的な力を育成し、ライフコースを支援できる専門知識や技術を持つ人材を育成する。
- 11) 看護学科は、専門知識と、保健・福祉・看護の基盤となる援助的人間関係を成立・発展させる技術を教授し、あらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会を対象とし健康の保持増進と生活の質を維持する看護実践ができる看護師・保健師・助産師を育成する。
- 12) リハビリテーション学科は、基礎知識と専門知識技術を基に乳幼児から高齢者までを対象に、作業療法学専攻では、人の“こころ”、“からだ”、“生活”に焦点を当て、その人らしい生活が獲得できるように支援できる人材を育成する。理学療法学専攻では、疾病や傷害に起因する機能や形態障害に対して基本的身体能力や移動能力の改善を支援できる人材を育成する。
- 13) 子ども支援学科は、基礎教養・子ども学理論・子ども学実践・特別支援教育・健康保育・総合研究と多方面にわたる学修に基づき一人ひとりの子どものより望ましい育ちを支援できる幼児教育・保育の人材を育成する。

(略)

第6条 本学の定員は、次のとおりとする。

家政学部

| | | | |
|--------|----------|------|-----------|
| 児童学科 | 児童学専攻 | 入学定員 | 105名 |
| | 3年次編入学定員 | 5名 | 収容定員 430名 |
| | 育児支援専攻 | 入学定員 | 105名 |
| | 3年次編入学定員 | 5名 | 収容定員 430名 |
| 児童教育学科 | | 入学定員 | 85名 |

(新設)

- 7) 英語コミュニケーション学科は、国際化時代に対応できる英語によるコミュニケーション能力を養成し、英米文学・英語学・英語教育に関する学識を深め、視野の広い総合力を持った人材を育成する。
- 8) 心理カウンセリング学科は、医療・教育・産業等の社会のあらゆる領域において、心理学の知識と対人関係スキルを備えた実践力のある人材を育成する。
- 9) 教育福祉学科は、複雑化した社会における生涯にわたる人間関係の諸問題に対応する総合的な力を育成し、ライフコースを支援できる専門知識や技術を持つ人材を育成する。
- 10) 看護学科は、専門知識と、保健・福祉・看護の基盤となる援助的人間関係を成立・発展させる技術を教授し、あらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会を対象とし健康の保持増進と生活の質を維持する看護実践ができる看護師・保健師・助産師を育成する。
- 11) リハビリテーション学科は、基礎知識と専門知識技術を基に乳幼児から高齢者までを対象に、作業療法学専攻では、人の“こころ”、“からだ”、“生活”に焦点を当て、その人らしい生活が獲得できるように支援できる人材を育成する。理学療法学専攻では、疾病や傷害に起因する機能や形態障害に対して基本的身体能力や移動能力の改善を支援できる人材を育成する。
- 12) 子ども支援学科は、基礎教養・子ども学理論・子ども学実践・特別支援教育・健康保育・総合研究と多方面にわたる学修に基づき一人ひとりの子どものより望ましい育ちを支援できる幼児教育・保育の人材を育成する。

(略)

第6条 本学の定員は、次のとおりとする。

家政学部

| | | | |
|--------|----------|------|-----------|
| 児童学科 | 児童学専攻 | 入学定員 | 105名 |
| | 3年次編入学定員 | 5名 | 収容定員 430名 |
| | 育児支援専攻 | 入学定員 | 105名 |
| | 3年次編入学定員 | 5名 | 収容定員 430名 |
| 児童教育学科 | | 入学定員 | 85名 |

| | | | |
|--------------------|-------------|--------------------|-------------|
| 3年次編入学定員 5名 | 収容定員 350名 | 3年次編入学定員 5名 | 収容定員 350名 |
| | (削除) | 栄養学科 | 入学定員 120名 |
| | | 3年次編入学定員 5名 | 収容定員 490名 |
| | | 管理栄養専攻 | 入学定員 160名 |
| | | 3年次編入学定員 10名 | 収容定員 660名 |
| 服飾美術学科 | 入学定員 175名 | 服飾美術学科 | 入学定員 175名 |
| 3年次編入学定員 5名 | 収容定員 710名 | 3年次編入学定員 5名 | 収容定員 710名 |
| 環境教育学科 | 入学定員 75名 | 環境教育学科 | 入学定員 75名 |
| 3年次編入学定員 5名 | 収容定員 310名 | 3年次編入学定員 5名 | 収容定員 310名 |
| 造形表現学科 | 入学定員 120名 | 造形表現学科 | 入学定員 120名 |
| 3年次編入学定員 1名 | 収容定員 482名 | 3年次編入学定員 1名 | 収容定員 482名 |
| 計 | 入学定員 665名 | 計 | 入学定員 945名 |
| 3年次編入学定員 26名 | 収容定員 2,712名 | 3年次編入学定員 41名 | 収容定員 3,862名 |
| 栄養学部 | | (新設) | |
| 栄養学科 | 入学定員 120名 | | |
| 3年次編入学定員 5名 | 収容定員 490名 | | |
| 管理栄養学科 | 入学定員 160名 | | |
| 3年次編入学定員 10名 | 収容定員 660名 | | |
| 計 | 入学定員 280名 | | |
| 3年次編入学定員 15名 | 収容定員 1,150名 | | |
| 人文学部 | | 人文学部 | |
| 英語コミュニケーション学科 | 入学定員 120名 | 英語コミュニケーション学科 | 入学定員 120名 |
| 3年次編入学定員 5名 | 収容定員 490名 | 3年次編入学定員 5名 | 収容定員 490名 |
| 心理カウンセリング学科 | 入学定員 80名 | 心理カウンセリング学科 | 入学定員 80名 |
| 3年次編入学定員 5名 | 収容定員 330名 | 3年次編入学定員 5名 | 収容定員 330名 |
| 教育福祉学科 | 入学定員 70名 | 教育福祉学科 | 入学定員 70名 |
| 3年次編入学定員 5名 | 収容定員 290名 | 3年次編入学定員 5名 | 収容定員 290名 |
| 計 | 入学定員 270名 | 計 | 入学定員 270名 |
| 3年次編入学定員 15名 | 収容定員 1,110名 | 3年次編入学定員 15名 | 収容定員 1,110名 |
| 健康科学部 | | 健康科学部 | |
| 看護学科 | 入学定員 100名 | 看護学科 | 入学定員 100名 |
| 3年次編入学定員 - | 収容定員 400名 | 3年次編入学定員 - | 収容定員 400名 |
| リハビリテーション学科 作業療法専攻 | 入学定員 40名 | リハビリテーション学科 作業療法専攻 | 入学定員 40名 |
| 3年次編入学定員 - | 収容定員 160名 | 3年次編入学定員 - | 収容定員 160名 |
| 理学療法専攻 | 入学定員 40名 | 理学療法専攻 | 入学定員 40名 |
| 3年次編入学定員 - | 収容定員 160名 | 3年次編入学定員 - | 収容定員 160名 |
| 計 | 入学定員 180名 | 計 | 入学定員 180名 |
| 3年次編入学定員 - | 収容定員 720名 | 3年次編入学定員 - | 収容定員 720名 |
| 子ども学部 | | 子ども学部 | |
| 子ども支援学科 | 入学定員 120名 | 子ども支援学科 | 入学定員 120名 |

3年次編入学定員 - 収容定員 480名
計 入学定員 120名
3年次編入学定員 - 収容定員 480名

(略)

第9条 家政学部、栄養学部及び人文学部は、人材養成及び教育研究上の目的を達成するために、授業科目を共通教育科目、専門教育科目、教職課程科目及び司書に関する科目に分け、体系的に教育課程を編成する。

2 健康科学部及び子ども学部は、人材養成及び教育研究上の目的を達成するために、授業科目を基礎教養科目及び専門教育科目に分け、体系的に教育課程を編成する。

3 各学部の教育課程編成・実施の方針は、別に定める。

第10条 家政学部、栄養学部及び人文学部の共通教育科目及び専門教育科目は必修科目と選択科目とに分け、教職課程科目及び司書に関する科目は選択科目とする。

(略)

第13条 家政学部、栄養学部及び人文学部の学生は、在籍する学部、学科及び専攻(以下「学部等」という。)の第9条第1項に定める科目の中から124単位以上を修得しなければならない。健康科学部(リハビリテーション学科は除く。)及び子ども学部の学生は、在籍する学部、学科の第9条第2項に定める科目の中から124単位以上を修得しなければならない。

2 前項に規定する修得単位数は、次の各号を満たすものとする。

- 1) 家政学部児童学科及び児童教育学科並びに栄養学部においては、共通教育科目24単位以上、専門教育科目88単位以上とする。
- 2) 家政学部服飾美術学科、環境教育学科及び造形表現学科並びに人文学部においては、共通教育科目24単位以上及び専門教育科目80単位以上とする。
- 3) 健康科学部看護学科においては、基礎教養科目24単位以上及び専門教育科目100単位以上とする。
- 4) 子ども学部子ども支援学科においては、基礎教養科目24単位以上及び専門教育科目90単位以上、合計して124単位以上とする。

3 家政学部、栄養学部及び人文学部では、在籍する学部等以外の他学部、他学科及び他専攻(以下「他学部等」という。)で履修し修得した共通教育科目及び専門教育科目の単位並びに本学と協定を締結している大学で履修し修得した単位は、それぞれ16単位を限度として在籍す

3年次編入学定員 - 収容定員 480名
計 入学定員 120名
3年次編入学定員 - 収容定員 480名

(略)

第9条 家政学部及び人文学部は、人材養成及び教育研究上の目的を達成するために、授業科目を共通教育科目、専門教育科目、教職課程科目及び司書に関する科目に分け、体系的に教育課程を編成する。

2 健康科学部及び子ども学部は、人材養成及び教育研究上の目的を達成するために、授業科目を基礎教養科目及び専門教育科目に分け、体系的に教育課程を編成する。

3 各学部の教育課程編成・実施の方針は、別に定める。

第10条 家政学部及び人文学部の共通教育科目及び専門教育科目は必修科目と選択科目とに分け、教職課程科目及び司書に関する科目は選択科目とする。

(略)

第13条 家政学部及び人文学部の学生は、在籍する学部、学科及び専攻(以下「学部等」という。)の第9条第1項に定める科目の中から124単位以上を修得しなければならない。健康科学部(リハビリテーション学科は除く。)及び子ども学部の学生は、在籍する学部、学科の第9条第2項に定める科目の中から124単位以上を修得しなければならない。

2 前項に規定する修得単位数は、次の各号を満たすものとする。

- 1) 家政学部児童学科、児童教育学科及び栄養学科においては、共通教育科目24単位以上、専門教育科目88単位以上とする。
- 2) 家政学部服飾美術学科、環境教育学科及び造形表現学科並びに人文学部においては、共通教育科目24単位以上及び専門教育科目80単位以上とする。
- 3) 健康科学部看護学科においては、基礎教養科目24単位以上及び専門教育科目100単位以上とする。
- 4) 子ども学部子ども支援学科においては、基礎教養科目24単位以上及び専門教育科目90単位以上、合計して124単位以上とする。

3 家政学部及び人文学部では、在籍する学部等以外の他学部、他学科及び他専攻(以下「他学部等」という。)で履修し修得した共通教育科目及び専門教育科目の単位並びに本学と協定を締結している大学で履修し修得した単位は、それぞれ16単位を限度として在籍する学部等

る学部等の共通教育科目の単位に含めることができる。

(略)

第15条 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、第13条に規定された科目のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。

2 各学部学科において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

家 政 学 部

児 童 学 科

| | |
|--------|------------|
| 児童学専攻 | 幼稚園教諭一種免許状 |
| 育児支援専攻 | 幼稚園教諭一種免許状 |
| 児童教育学科 | 幼稚園教諭一種免許状 |
| | 小学校教諭一種免許状 |

(削除)

| | |
|--------|-----------------|
| 服飾美術学科 | 中学校教諭一種免許状(家庭) |
| | 高等学校教諭一種免許状(家庭) |
| 環境教育学科 | 中学校教諭一種免許状(理科) |
| | 高等学校教諭一種免許状(理科) |
| 造形表現学科 | 中学校教諭一種免許状(美術) |
| | 高等学校教諭一種免許状(美術) |

栄 養 学 部

| | |
|--------|-----------------|
| 栄養学科 | 中学校教諭一種免許状(家庭) |
| | 高等学校教諭一種免許状(家庭) |
| 管理栄養学科 | 中学校教諭一種免許状(理科) |
| | 高等学校教諭一種免許状(理科) |
| | 栄養教諭一種免許状 |

人 文 学 部

| | |
|---------------|-----------------|
| 英語コミュニケーション学科 | 中学校教諭一種免許状(英語) |
| | 高等学校教諭一種免許状(英語) |
| 心理カウンセリング学科 | 養護教諭一種免許状 |
| 教育福祉学科 | 中学校教諭一種免許状(社会) |
| | 高等学校教諭一種免許状(公民) |

子 ども 学 部

の共通教育科目の単位に含めることができる。

(略)

第15条 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、第13条に規定された科目のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。

2 各学部学科において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

家 政 学 部

児 童 学 科

| | |
|--------|------------|
| 児童学専攻 | 幼稚園教諭一種免許状 |
| 育児支援専攻 | 幼稚園教諭一種免許状 |
| 児童教育学科 | 幼稚園教諭一種免許状 |
| | 小学校教諭一種免許状 |

栄 養 学 科

| | |
|---------|-----------------|
| 栄養学専攻 | 中学校教諭一種免許状(家庭) |
| | 高等学校教諭一種免許状(家庭) |
| 管理栄養士専攻 | 中学校教諭一種免許状(理科) |
| | 高等学校教諭一種免許状(理科) |
| | 栄養教諭一種免許状 |

| | |
|--------|-----------------|
| 服飾美術学科 | 中学校教諭一種免許状(家庭) |
| | 高等学校教諭一種免許状(家庭) |
| 環境教育学科 | 中学校教諭一種免許状(理科) |
| | 高等学校教諭一種免許状(理科) |
| 造形表現学科 | 中学校教諭一種免許状(美術) |
| | 高等学校教諭一種免許状(美術) |

(追加)

人 文 学 部

| | |
|---------------|-----------------|
| 英語コミュニケーション学科 | 中学校教諭一種免許状(英語) |
| | 高等学校教諭一種免許状(英語) |
| 心理カウンセリング学科 | 養護教諭一種免許状 |
| 教育福祉学科 | 中学校教諭一種免許状(社会) |
| | 高等学校教諭一種免許状(公民) |

子 ども 学 部

| | |
|---|---|
| <p>子ども支援学科 幼稚園教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状(知・肢・病)</p> <p>(略)</p> <p>第16条 第15条のほか、家政学部において次の資格を取得しようとする者は、それぞれ所定の科目の単位を修得しなければならない。</p> <p>1) 保育士資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、児童福祉法及び同法施行規則に基づく児童学科児童学専攻及び育児支援専攻の所定の科目の単位を修得しなければならない。</p> <p>2) (削除)</p> <p>2) 衣料管理士資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、日本衣料管理協会指定に基づく服飾美術学科の所定の科目の単位を修得しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>第16条の2 栄養学部栄養学科において、次の資格を取得しようとする者は、それぞれ所定の科目の単位を修得しなければならない。</p> <p>1) 栄養士資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、栄養士法及び同法施行規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。</p> <p>2) 食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、食品衛生法、同法施行令及び同法施行規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。</p> <p>第16条の3 栄養学部管理栄養学科において、次の資格を取得しようとする者は、それぞれ所定の科目の単位を修得しなければならない。</p> <p>1) 管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、栄養士法及び同法施行規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。</p> <p>2) 食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、食品衛生法、同法施行令及び同法施行規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。</p> | <p>子ども支援学科 幼稚園教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状(知・肢・病)</p> <p>(略)</p> <p>第16条 第15条のほか、家政学部において次の資格を取得しようとする者は、それぞれ所定の科目の単位を修得しなければならない。</p> <p>1) 保育士資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、児童福祉法及び同法施行規則に基づく児童学科児童学専攻及び育児支援専攻の所定の科目の単位を修得しなければならない。</p> <p>2) <u>栄養士資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、栄養士法及び同法施行規則に基づく栄養学科の所定の科目の単位を修得しなければならない。</u></p> <p>3) 衣料管理士資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、日本衣料管理協会指定に基づく服飾美術学科の所定の科目の単位を修得しなければならない。</p> <p>2) <u>管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、栄養士法及び同法施行規則に基づく栄養学科管理栄養士専攻の所定の科目の単位を修得しなければならない。</u></p> <p>3) <u>食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、食品衛生法、同法施行令及び同法施行規則に基づく栄養学科栄養学専攻又は同科管理栄養士専攻の所定の科目の単位を修得しなければならない。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> |
|---|---|

第16条の4 人文学部において社会教育法に定める社会教育主事の基礎資格を得ようとする者は、社会教育主事講習等規程に基づく所定の単位を修得しなければならない。

第16条の5 健康科学部看護学科において看護師、保健師及び助産師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。なお、看護学科の履修規程は別に定める。

第16条の6 健康科学部リハビリテーション学科作業療法学専攻・理学療法学専攻において、それぞれ作業療法士国家試験受験資格・理学療法士国家試験受験資格を取得しようとする者は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。

第16条の7 子ども学部において保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法及び同法施行規則に基づく子ども支援学科の所定の科目の単位を修得しなければならない。

(略)

第47条 前条により本学を卒業した者に授与する学位の種類、分野はそれぞれ次のとおりとする。

家 政 学 部

児 童 学 科

児 童 学 専 攻 学士 (家政学) 家政関係

育 児 支 援 専 攻 学士 (家政学) 家政関係

児童教育学科 学士 (家政学) 家政関係、教育学・保育学関係

(削除)

服飾美術学科 学士 (家政学) 家政関係

環境教育学科 学士 (家政学) 家政関係

造形表現学科 学士 (家政学) 家政関係

栄 養 学 部

栄 養 学 科 学士 (栄養学) 家政関係

管理栄養学科 学士 (栄養学) 家政関係

人 文 学 部

英語コミュニケーション学科 学士 (文学) 文学関係

心理カウンセリング学科 学士 (文学) 文学関係

教育福祉学科 学士 (文学) 文学関係、社会学・社会福祉学関係

健 康 科 学 部

第16条の2 人文学部において社会教育法に定める社会教育主事の基礎資格を得ようとする者は、社会教育主事講習等規程に基づく所定の単位を修得しなければならない。

第16条の3 健康科学部看護学科において看護師、保健師及び助産師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。なお、看護学科の履修規程は別に定める。

第16条の4 健康科学部リハビリテーション学科作業療法学専攻・理学療法学専攻において、それぞれ作業療法士国家試験受験資格・理学療法士国家試験受験資格を取得しようとする者は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。

第16条の5 子ども学部において保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法及び同法施行規則に基づく子ども支援学科の所定の科目の単位を修得しなければならない。

(略)

第47条 前条により本学を卒業した者に授与する学位の種類、分野はそれぞれ次のとおりとする。

家 政 学 部

児 童 学 科

児 童 学 専 攻 学士 (家政学) 家政関係

育 児 支 援 専 攻 学士 (家政学) 家政関係

児童教育学科 学士 (家政学) 家政関係、教育学・保育学関係

栄 養 学 科

栄 養 学 専 攻 学士 (家政学) 家政関係

管理栄養士専攻 学士 (家政学) 家政関係

服飾美術学科 学士 (家政学) 家政関係

環境教育学科 学士 (家政学) 家政関係

造形表現学科 学士 (家政学) 家政関係

(追加)

人 文 学 部

英語コミュニケーション学科 学士 (文学) 文学関係

心理カウンセリング学科 学士 (文学) 文学関係

教育福祉学科 学士 (文学) 文学関係、社会学・社会福祉学関係

健 康 科 学 部

| | |
|--|--|
| 看護学科 学士(看護学) 保健衛生学関係(看護学関係) | 看護学科 学士(看護学) 保健衛生学関係(看護学関係) |
| リハビリテーション学科 | リハビリテーション学科 |
| 作業療法学専攻 学士(作業療法学) 保健衛生学関係(リハビリテーション関係) | 作業療法学専攻 学士(作業療法学) 保健衛生学関係(リハビリテーション関係) |
| 理学療法学専攻 学士(理学療法学) 保健衛生学関係(リハビリテーション関係) | 理学療法学専攻 学士(理学療法学) 保健衛生学関係(リハビリテーション関係) |
| 子ども学部 | 子ども学部 |
| 子ども支援学科 学士(子ども学) 教育学・保育学関係 | 子ども支援学科 学士(子ども学) 教育学・保育学関係 |
| (略) | (略) |
| 第49条 授業料は、健康科学部以外は年額初年度 740,000 円、第2年次以降 760,000 円、健康科学部は年額初年度 1,000,000 円、第2年次以降 1,020,000 円とし、これを2期に分け、それぞれ半額を前期は4月、後期は10月の指定された期日までに納めなければならない。 | 第49条 授業料は、健康科学部以外は年額初年度 740,000 円、第2年次以降 760,000 円、健康科学部は年額初年度 1,000,000 円、第2年次以降 1,020,000 円とし、これを2期に分け、それぞれ半額を前期は4月、後期は10月の指定された期日までに納めなければならない。 |
| 2 前項の授業料のほか、次の実験実習等経費(年間)を指定された期日までに納めなければならない。 | 2 前項の授業料のほか、次の実験実習等経費(年間)を指定された期日までに納めなければならない。 |
| 家政学部 | 家政学部 |
| 児童学科 | 児童学科 |
| 児童学専攻 | 児童学専攻 |
| 育児支援専攻 | 育児支援専攻 |
| 児童教育学科 | 児童教育学科 |
| 50,000円 | 50,000円 |
| 児童教育学科 | 児童教育学科 |
| 50,000円 | 50,000円 |
| (削除) | 栄養学科 |
| | 栄養学専攻 |
| | 管理栄養士専攻 |
| | 65,000円 |
| 服飾美術学科 | 服飾美術学科 |
| 60,000円 | 60,000円 |
| 環境教育学科 | 環境教育学科 |
| 65,000円 | 65,000円 |
| 造形表現学科 | 造形表現学科 |
| 70,000円 | 70,000円 |
| 栄養学部 | (追加) |
| 栄養学科 | |
| 65,000円 | |
| 管理栄養学科 | |
| 65,000円 | |
| 人文学部 | 人文学部 |
| 英語コミュニケーション学科 | 英語コミュニケーション学科 |
| 35,000円 | 35,000円 |
| 心理カウンセリング学科 | 心理カウンセリング学科 |
| 60,000円 | 60,000円 |
| 教育福祉学科 | 教育福祉学科 |
| 60,000円 | 60,000円 |
| 健康科学部 | 健康科学部 |
| 看護学科 | 看護学科 |
| 250,000円 | 250,000円 |
| リハビリテーション学科 | リハビリテーション学科 |
| 作業療法学専攻 | 作業療法学専攻 |
| 理学療法学専攻 | 理学療法学専攻 |
| 200,000円 | 200,000円 |
| 子ども学部 | 子ども学部 |
| 子ども支援学科 | 子ども支援学科 |
| 50,000円 | 50,000円 |

(略)

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

(略)

(追加)

学則別表「教育課程表」新旧対照表（案）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">別表(第12条関係)</p> <p>教育課程表</p> <p>I. 共通教育科目</p> <p>1. 共通教育科目は、人間教育基礎科目から4単位以上、人間教育演習科目から2単位以上修得し、必修科目・選択科目を合わせて24単位以上修得する。</p> <p>2. 共通教育科目及び専門教育科目を含めて12.4単位以上修得する。</p> <p>略</p> <p>II. 専門教育科目</p> <p>1. 家政学部</p> | <p style="text-align: center;">別表(第12条関係)</p> <p>教育課程表</p> <p>I. 共通教育科目</p> <p>1. 共通教育科目は、人間教育基礎科目から4単位以上、人間教育演習科目から2単位以上修得し、必修科目・選択科目を合わせて24単位以上修得する。</p> <p>2. 共通教育科目及び専門教育科目を含めて12.4単位以上修得する。</p> <p>略</p> <p>II. 専門教育科目</p> <p>1. 家政学部</p> |
| <p>(削除)</p> | <p><u>④ 栄養学科栄養学専攻</u></p> <p><u>○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて8.8単位以上修得する。</u></p> |
| <p>(削除)</p> | <p><u>⑤ 栄養学科管理栄養士専攻</u></p> <p><u>○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて8.8単位以上修得する。</u></p> |
| <p>略</p> <p>④ 服飾美術学科</p> <p>○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて8.0単位以上修得する。</p> | <p>略</p> <p>⑥ 服飾美術学科</p> <p>○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて8.0単位以上修得する。</p> |
| <p>略</p> <p>⑤ 環境教育学科</p> <p>○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて8.0単位以上修得する。</p> | <p>略</p> <p>⑦ 環境教育学科</p> <p>○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて8.0単位以上修得する。</p> |
| <p>略</p> <p>⑥ 造形表現学科</p> <p>○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて8.0単位以上修得する。</p> | <p>略</p> <p>⑧ 造形表現学科</p> <p>○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて8.0単位以上修得する。</p> |
| <p>略</p> <p>2. 栄養学部</p> <p>① 栄養学科</p> <p>○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて8.8単位以上修得する。</p> | <p>(追加)</p> |
| <p>略</p> <p>② 管理栄養学科</p> <p>○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて8.8単位以上修得する。</p> | <p>(追加)</p> |
| <p>略</p> <p>3. 人文学部</p> <p>① 英語コミュニケーション学科</p> <p>○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて8.0単位以上修得する。</p> | <p>2. 人文学部</p> <p>① 英語コミュニケーション学科</p> <p>○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて8.0単位以上修得する。</p> |
| <p>略</p> <p>3. 栄養教諭（栄養学部管理栄養学科）</p> | <p>略</p> <p>3. 栄養教諭（家政学部栄養学科管理栄養士専攻）</p> |
| <p>略</p> <p>IV. 図書館司書に関する科目</p> <p>(家政学部[児童学科児童学専攻]・栄養学部[栄養学科]・人文学部)</p> | <p>略</p> <p>IV. 図書館司書に関する科目</p> <p>(家政学部[児童学科児童学専攻]・栄養学部[栄養学科]・人文学部)</p> |

教授会規程(大学)(案)

(昭和50年9月25日)

最近改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 東京家政大学学則第70条に基づき、家政学部、栄養学部、人文学部、健康科学部および子ども学部(以下、「各学部」という。)に置く教授会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 教授会は当該学部の学部長、専任教員(ただし、助教、期限付教授、期限付准教授、期限付講師、期限付助教、特任教授、特任准教授、特任講師は除く。)を教授会構成員(以下、「構成員」という。)としてこれを組織する。

(審議機関)

第3条 教授会は、当該学部の教育・研究に関する事項を審議する機関である。なお、審議された事項の意思決定は学長が行う。

(招集および議長)

第4条 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長となる学部長は、副議長を指名することができる。
- 4 学部長に事故あるときまたは欠けたときは、構成員である教授のうちからあらかじめ学部長が指名する者が議長の職務を代行する。
- 5 学部長は必要に応じて、学部合同で行う教授会を招集することができる。合同で行う場合、各学部の学部長が交代で議長と副議長を務めるものとする。
- 6 東京家政大学短期大学部教授会と協議・調整が必要な事項を審議する場合、学部長は合同で教授会を招集することができる。合同で行う場合の議長は、当該学部教授会の議長が務めるものとする。

(開催)

第5条 教授会は、原則として毎月1回これを開く。

- 2 学部長が必要と認めるときは臨時にこれを開くことができる。
- 3 構成員の3分の1以上の要求がある場合はこれを開かなければならない。
- 4 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、内外の出張者(3か月以上)、長期病欠者(3か月以上)等は、構成員の定員数から除くものとする。

(議決)

第6条 教授会の議決は、出席した構成員の過半数の同意を得なければならない。

- 2 特別の重要事項と認められたものに関しては、議決に先立って教授会の成立を確認し、議決の方法を定めなければならない。
- 3 議長は、採決に加わらない。可否同数の場合は議長の裁定による。

4 議長は、構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる。

5 教授会はその議決をもって、学長への意見とする。

(議案の決定)

第7条 教授会の議案は、第8条の定めにより学部長が決定し、招集の際、あらかじめ構成員に通知することを原則とする。

2 すべての構成員は議案を学部長に提出することができる。

3 緊急を要する事項の議案は会議に出席した構成員の過半数の同意を得て追加することができる。

(審議事項)

第8条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業および課程修了に関する事項

二 学位の授与に関する事項

三 学生の賞罰に関する事項

四 教育課程および授業科目の学年配当に関する事項

五 教員の教育研究業績の審査に関する事項

2 教授会は、学長および学部長（以下、「学長等」という。）がつかさどる次の各号に掲げる事項について審議し、学長等の求めに応じて、意見を述べることができる。

一 教育・研究およびその施設・設備の計画ならびに運営に関する事項

二 学生の退学、転学、留学および休学等に関する事項

三 学習の評価に関する事項

四 学生の学園生活に関する事項

五 学部に関わる学則および諸規程に関する事項

イ 制定と改廃に関する事項

ロ 適用に関する事項

六 学部長から諮問された事項

七 前各号以外の教育・研究に関する事項

(専門委員会)

第9条 学校教育法施行規則第143条第1項および同第2項の規定に基づき、教授会はその定めるところにより、専門委員会（以下、「委員会」という。）を置くことができる。

2 教授会は、必要に応じ各種の委員会に一定事項の調査、協議立案、実施などを委嘱することができる。

3 委員会で審議した事項等は必要に応じ教授会に答申、報告しなければならない。

4 委員会の委員は構成員のうちから選出し学長が委嘱する。

5 各委員会の規程は、別に定める。

(傍聴)

第10条 学部長は、議事の進行に支障のない範囲で、構成員以外の教職員の傍聴を認めることができる。

(守秘義務)

第11条 人事に関する事項および学生の個人情報に関する事項の審議内容については、秘密を漏らしては

ならない。

(事務局)

第12条 教授会の事務は、家政学部と栄養学部、人文学部にあつては教育支援センターが、健康科学部と子ども学部にあつては、狭山学務部において行う。

(議事録)

第13条 家政学部と栄養学部、人文学部の教授会議事録は、教育支援センター所長または事務部長もしくは代理の者が、健康科学部と子ども学部の教授会議事録は、狭山学務部長または狭山学務部事務部長もしくは代理の者が作成し、議事進行の過程および決議事項を記録して、教授会の承認を受けるものとする。

2 議事録の承認は、各教授会の議長の他、審議に加わった各構成員の中から議長が指名する2名が署名・捺印する。学長は議事録を確認した後、署名・捺印する。

3 家政学部と栄養学部、人文学部の教授会議事録は教育支援センターが、健康科学部と子ども学部の教授会議事録は、狭山学務部が保管する。

(規程の改正)

第14条 この規程を改正する場合は、教授会の審議を経た後、学長の承認を得なければならない。

附 則

1 教授会は、必要がある場合においては、教授会構成員以外の者もこれに参加させることができる。

2 この規程は、昭和50年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年11月28日から施行する。

附 則

1 議長となる学部長の選考規程は別に定める。

2 教授会は、必要がある場合においては、教授会構成員以外の者もこれに参加させることができる。

3 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正された規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正された規程は、平成7年7月19日から施行する。

附 則

この改正された規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正された規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 狭山キャンパスにあつては、新設学部完成年度までは原則学長が出席し、議長となる。

2 この改正された規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正された規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正された規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正された規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正された規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正された規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正された規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

基本規程

東京家政大学学則